

令和6年9月愛荘町議会定例会会議録

令和6年9月10日（火）午前9時00分開議

議 事 日 程（第3号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 報告第 6号 令和5年度愛荘町財政健全化判断比率等の報告について
- 日程第 4 議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第48号 愛荘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 7 議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第51号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第52号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第12 議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第13 議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第14 議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療と医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第15 議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を定めることについて
- 日程第16 議案第59号 令和5年度愛荘町下水道会計決算の認定を定めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16

出席議員（14名）

1番 久保田 正利 君	2番 小 菅 久 宣 君
3番 中 川 喜代和 君	4番 澤 田 源 宏 君
5番 村 西 作 雄 君	6番 村 田 定 君
7番 上 田 太 治 君	8番 高 橋 正 夫 君
9番 外 川 善 正 君	10番 河 村 善 一 君
11番 瀧 すみ江 君	12番 竹 中 秀 夫 君
13番 辰 己 保 君	14番 森 野 隆 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	杉本甚治郎君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	陌間秀介君
企画政策監兼みらい創生課長事務取扱 兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱	西川傳和君	兼教育振興課長事務取扱 総務政策監	生駒秀嘉君
福祉政策監兼健康推進課長事務取扱 兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱	木村美紀君	兼会計管理者 産業政策監	北川三津夫君
経営戦略課長	田中孝幸君	兼商工観光課長事務取扱 行革・DX推進室長	久保川瑞穂君
人権政策課長	藤野知之君	兼公共施設最適配置推進室長	山本拓也君
福祉課長	小林充周君	くらし安全環境課長	増居志穂君
住民課長	楠 真二君	子ども支援課長	藤澤雅史君
農林振興課長	阪本 崇君	税 務 課 長	羽田順行君
生涯学習課長 兼国スポ・障スポ開催推進室長	水谷徹也君	建設・下水道課長	

事務局職員出席者

議会事務局長 森 まゆみ 書 記 伊 谷 一 真

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（森野 隆君） 皆さん、おはようございます。着座にて失礼いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（森野 隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（森野 隆君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日9月9日に引き続き、4名の一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 小菅久宣君

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅久宣です。一般質問を行います。質問内容として、2館における指定管理、もう1つは町の産業のにぎわいについてという一般質問を行います。

2館における指定管理、湖東三山館・中山道街道交流館が2年連続否決となり、今日は町の直営による運営が現在なされています。中山道交流館は観光協会による66カフェ等、湖東三山館は直営による観光案内、トイレ休憩等の運営になっておろうかと思いますが、直営による現状はどうか、また運営状況は令和6年度においてなされる指定管理の状況についてお尋ねいたします。

1、直営による2館の運営内容について、現状をお聞きいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 湖東三山館あいしょうは、毎週火曜日を休館日とし、直営により観光案内、レンタサイクル事業、ドッグランの運営をしております。敷地内には自動販売機を設置しており、駐車場、トイレは自由に御利用いただけます。

中山道愛知川宿街道交流館は3つの施設を運営していますが、一部の事業について

業務委託をしています。1つ目として、旧近江銀行の情報発信施設は、愛荘町観光協会様が一部を事務所に使用しながら観光案内をしていただいています。2つ目に、飲食提供施設については、愛荘町観光協会様に委託して66カフェを運営していただいています。3つ目に、体験交流滞在施設は貸し館業務と教室業務を行っております。

両施設とも、業務委託部分を除いて、愛荘町において会計年度任用職員を雇用し、施設の運営をしています。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ただいま、最大限における直営による開業をしてもらっているのかなと思います。でも、その中で湖東三山館に関しては、まだもう少し周知ができてないのか、閉まっているやないかという意見、トイレ休憩等が、自動販売機等の観光案内、また街道交流館については、6月開業されてから足を運ぶたびに従業員スタッフが辞めていっている状態の中、どうなんやろうねというところ辺が私は心配するところです。

そこで、湖東三山館直営による現状について、今どのようなのかというところ辺をお聞きしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 湖東三山館あいしょうの4月から7月末までの運営状況を申し上げます。施設への入場者が約4,000名で、月平均約1,000名の来場がありました。自動販売機やトイレについては実数をつかんでいませんが、多くの利用者がある状況です。レンタサイクル事業は2台の貸出しがあり、ドッグランについては週に2回から3回の利用があります。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。何と言うても閉まっているというか、今までと違うというところ辺が、住民さんたちにとって、また観光に来られた方にとって寂しいなというところ辺が、今、何とかしてあげていきたいというのが町の思いかと思うんですけど、何とかした形の中で運営をこれからしてもらいたいという部分があり、またその部分の中で、街道交流館については66カフェの運営状況等は今どうなっているのかというところ辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 中山道愛知川宿街道交流館

の飲食提供施設については、66カフェとして、愛荘町観光協会様による運営で地元の食材を使用したメニューを提供され、利用者様から好評を頂いています。6月のオープンから7月末までで、約1,500人の来場者がありました。旧近江銀行の情報発信施設は主に観光案内をしています。4月から7月末までの来場者は約1,300人でした。体験交流滞在施設の貸し館業務については、7月末までで35団体の御利用がありました。また、教室事業は3教室を行っており、7月末までで延べ128人が受講されています。愛荘町観光協会様や講師の先生方には絶大なる御協力を頂いており、この場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。先ほどもしゃべらせてもらったんですけど、スタッフの人がなくなっている、定食を食べに行った後、今日でおしまいよねという話を聞いたり、1人また減るのという話を食べながら聞かさせてもらったり、また3回目行ったときには、あれまた1人減ってるんじゃないのかなというところ辺があつて、この観光協会による委託という形の中でスタッフの動きは今うまいことしているのかいっていないのか、その辺のところを今どういうふうに感じておられるのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 街道交流館の人の状況の御質問かと思えます。非常に6月に入ってから、オープン、そこまでの準備、非常に頑張ってくださいまして、オープンにこぎ着けていただきました。そして、何よりも人、働いていただける方、人員がいなければ、いないというようなところで、そういったところにも御苦勞をされていたと聞いております。オープン後でございますが、オープン後においても人が変わっているというような状況は聞かさせていただいているような状況でございますが、観光協会御助力を頂きまして運営を続けていただいているような状況でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。初め7人やったんかな、今、何人の方がスタッフとして動いておられるのか。その辺お聞かせください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 当初おっしゃっていただく

ような人数で進めていただいていたと認識をしております。その後、少しくお辞めになったというようなことを聞いておりますので、人数は少しく減っているような状況であると認識しております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。減っているって、今、4人か何人かということは、3人か分からないのか、それで今うまいこと回っているのか回っていないのか、その辺はどういうふうにお聞きしておられますか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 非常に少ない人数でというようところで、その人数で何とか切り盛りしていただいているというような状況を聞いております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。いや、少ない人数という情報しか入ってないのかなというふうに私は聞き取りましたんやけど、ほんまにこれ街道交流館の通りの中で一番の飲食、またそういう中で町直営でやったという中での観光協会にお願いしてという形の中でやられている中で、もうちょっとしっかり情報を、直営としたら情報を持ってどうなんや、どうもないのかというような、もっと責任感を持った形の中での直営の観光協会をお願いしたというところ辺を持っていただいているかと思っただんですけど、そんなふうにも、どうなんやろなって、もう任せたら任せきりかなという感じ方を今したんですけど、その辺のところをもうちょっとお考えをください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 観光協会に今お願いしております66カフェで、中山道沿いの情報発信施設につきましては、一部、事務所に御利用いただいているというようところで、奥の体験交流滞在施設につきましては愛荘町におきまして会計年度任用職員を1名置いております。その方からの情報でありますとか、観光協会様からの情報もしっかり取っていかせていただき、連携を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。しっかりした情報の中で、今回は指定管理

でやられるのかどうか知りませんが、4番の質問に入ります。

説明会でお聞きしましたが、令和6年度において地域の指定で地域限定での指定管理の内容についてお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 指定管理者を指定することについては、過去2回にわたり、指定管理者の指定につき議決を求めることについての議案が議決いただけなかった経緯がございます。

このことを踏まえ、今年度は、議会全員協議会や議会総務産業建設常任委員会におきまして何度か御議論を頂きました。議員の皆様の御意見を参考に、令和7年度からの指定管理の候補者を選定する募集の方向性を出し、7月の全員協議会で御説明をさせていただいたところです。

現在、中山道愛知川宿街道交流館については、非公募により指定管理の候補者を選定し、湖東三山館あいしょうについては地域を限定した公募により指定管理の候補者を選定する方向で事務を進めているところです。

なぜ広く公募しないのかとの御意見もありますが、今回は過去の経緯や現状を踏まえた特別なケースであることを御理解いただければと考えているところです。

湖東三山館愛荘に係る募集要項には、応募者を地域限定することについて愛荘町に本拠を置くと定めており、指定管理の期間は3年としています。万一応募がなかった場合や応募者の得点が基準点に満たない場合は、地域限定としない従来どおりの公募を行う予定です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。中山道街道交流館については非公募という形で設定されると、三山館については地域限定での公募をされるということで、非公募の中で、街道交流会については、今までこうした形の中で観光協会が6月オープンし、次、非公募の中でどうなのかなというのが私は考えるところでもあるんですけど、町は非公募で、ここでは非公募の中ではどうやろうなという話はできるのかできないのか、観光協会に対してどうなのかというところ辺、できる範囲内でお聞かせ願えたらありがたいと思います。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 現在、中山道愛知川宿街道

交流館については、町が直営等をしております。直営というようなところで、非常に制限もあるというようなところがございまして、奥の体験交流滞在施設については貸し館の業務というようなところがございまして、今まででございまして、その指定管理者が全て担っていただいておりますというようなところでございまして、そういったところも町が関与してということで、役場のほうにも来ていただきながらというようなところ。カフェにつきましては、現在、観光協会にお任せというようなところで、非常に地元の食材等を使っていただきながらやっております。体験交流、情報発信施設につきましては、先ほども申しあげました観光案内についてしていただいているというようなところで、その3つの施設を総合的にまとめて管理いただくというようなところは非常に理想的であると思っておりますし、扱っていただく方にも利便性が高いというようなこともございまして、そういった形で非公募でしていただければというようなところで考えているところでございまして、三山館につきましては、先ほども申しあげましたように、今までからのもう経緯というようなところ、皆様方からも地域の方々というようなところの声もございましたので、愛荘町に本拠を置くというようなところで募集をさせていただくというようなところでございまして。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。ちょっと非公募についての内容があんまり私にはぴんと来なかったんですけど、三山館においての公募できる条件というのは本拠地に置くというところ辺、またはそれは法人というところ辺なのか、個人は駄目なのかというところ辺の、その公募できる条件についてもう少し詳しく説明願いたいかなと思います。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 今ほどの御質問でございまして、湖東三山館あいしょうにつきましては愛荘町に本拠を置くというようなところで、個人での応募についてはお認めをしないというようなこととところでございまして。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。個人の応募はなしで、やっぱり法人というところ限定にされたというところ辺で聞き覚えたらええのかなというふうに思います。

また、地域限定によるプレゼンの仕方、今までの地域限定で法人にされている方に対してプレゼンってどうなん、どういう方向とするのという形について、どのような

形で説明されたのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） これから公募をするというようなところがございますので、今後プレゼンテーションをしていただくというようなところがございます。そのプレゼンテーションにつきましては、湖東三山館あいしよの施設の条例に基づきましてというようなところ、あと仕様書も作成させていただいております。その条例なり仕様書をもとに、応募いただいた方が、こういったことをやるというようなところのアピールをしていただきまして、こういったこともできるよ、ああいったこともできるよというようなところでアピールをしていただきまして、それについて審査をさせていただくというようなところがございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今まで町内の方がプレゼンをしたことが公募の中であるのかなのかというところを私は心配するのであって、大きい業者さん、地域外の方々はいろんなところでそういうプレゼンをなされているというベテランなどところがあるというところ、地域限定とされてくると、ほんまにプレゼンに出たこともない方が公募されてくるという部分も、そういう場でどういうふうな説明会を開くのかというような形もちゃんとせんことにはどうなんやろねというところ、そういうところをするかしないかについてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） またこの後にもちょっとお話をさせていただくかもわかりませんが、指定管理者の候補者を決定するまでには現地の説明会等もさせていただきます。現地の説明会もさせていただきますし、もちろん、仕様書でありますとか募集要項についての質問もお受けをさせていただく期間も設けさせていただきます。御心配いただいております地元の業者様でそういった応募がというようなところがございますが、そういった今回のことについて御興味をお示しいただいている方もございますので、どういった方にちょっとお声がけをさせていただくかというようなところがございますが、現在のところ御参加も頂けるのかなというようなことは考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。しっかりした説明会と案内の中で進めてい

ってもらいたいと思いますけど、その中で5つ目の質問、指定管理のスケジュール公募に向けて参加していただけるような形のアピール、周知度はどのような形でされるのか、それについてお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） まず指定管理のスケジュールですが、今月から約1か月半の募集、申請期間を設けた後、選定審査委員会の審査を経て11月中に候補者を決定させていただく予定です。その後、12月議会において指定管理者の指定につき議決を求めることについての議案を上程させていただく予定です。

次に、公募に向けての周知についてであります。中山道愛知川宿街道交流館は今回非公募を予定しているため、募集の周知はいたしません。また、湖東三山館あいしよは地域限定による公募を予定していますので、ホームページによる従来の周知以外に、防災行政無線のほか、町内で事業を営まれる方々も多くおられますので、商工会様や観光協会様にもお声がけをさせていただければと考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。商工会なり防災無線、また町内での事業者にも営まれている方というところなんですけど、その中で、今、何社かあるやろうねというところ辺、個人的に課長として、政策監として、実際にちょっと出してよね、ちょっと公募してよねって声かけられた実態は今あるんでしょうか。お聞きします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） また、募集要項等も最終的な部分については固まっておらないというような状況で、もう固まるというようなところでございますが、先方様から問合せ等がありまして、そういったことをするのかというようなところで問合せがあるというような部分がございますが、現時点におきまして、積極的に町のほうからお願いしますというようなことは発しておらない状況です。この選定審査会の中で募集要項も決定いただけるというようなことになろうかと思っておりますので、その後にはしっかりと周知もさせていただきたいと思っております。現状においては、こちらのほうからの積極的な周知はしていない状況です。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。行政のほうからの周知はしてないというこ

とで、事業者さんからの内容説明があるのかということら辺は、今、何社ぐらいからあるのか、ちょっとその辺をお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 最終、正式に出していただけるかどうかということは定かではございませんが、現時点におきましては約3社ぐらいは御興味を示していただいているのかなという感覚でございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。地域の事業者なんかも3社、案内欲しいよねと、応募させてもらうかもという意欲的な形の中であるということは大変うれしいし、しっかりとした形の中で公募をしてもらいたいかなと私は思います。せっかく地域限定でという形の中での指定管理をするということで、その中でのプレゼンテーションをしっかり内容説明をされ、3社の中の、3社と決まってないんですけど、公募いただけるという反応があるということら辺もしっかりと内容説明をして、要綱が出たらという中で進めていってもらいたい。もう今回は開業に向けて、また来年度以降、またスポーツ国体イベントがあるし、またそういう中でのにぎわいももたらしてもらいたいと思いますので、しっかりした指定管理制度の中の地域限定を推進してもらいたいかなと思います。

次の質問に移ります。まちの産業のにぎわい。

時代とともに社会構造の変化が起こり、人の考えや思い行動が変わります。時代に即した産業の発達、また撤退、減少、縮小といった産業もあります。時代に即した形でまちの地元が動かす・回す産業についてなくてはならないものは、プロジェクトを立ち上げ、あるべく姿を描いた事業として立ち上げ予算化するべきだと思います。まちの産業についてどのように思われているのかお尋ねします。

1、にぎわいを持つために地元・まちが動かす・回す産業についてお考えをお聞きます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 産業とは、人々が生活する上で必要とされるものを生み出したり提供したりする経済活動のことと認識しているところで、活力あるにぎわいのあるまちづくりには、農林業、商工業、観光といった分野を推進することが重要であると存じます。

しかしながら、近年、少子高齢化や人口減少の波は地域社会での担い手不足を招き、これらを背景として、産業の各分野においても様々な課題があるものと認識しております。

まちににぎわいをもたらすには、地域経済を活性化し、産業における分野の領域を超えて人や物がつながり、課題を解決できる仕組みが必要であると考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） ありがとうございます。人が生活する上で必要だということから辺、しっかり町としての地域としての動かし方だと思います。地域の持つ産業はどのように推進するか、産業別にお考えをお聞かせください。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 農林業、商工業、観光の分野を推進することが重要であるとの考えのもと、産業別に答弁させていただきます。

農林業については、多面的機能を持つ農地や森林を次代に引き継ぐ財産として保全できるよう、施設更新なども並走し、また多様な主体によって、安全・安心で環境に配慮した産物を生産いただき、競争力や持続可能性の向上への取組を後押ししてまいります。

商工業については、人口減少や少子高齢化、ライフスタイルの変化による消費行動の多様化により、商工業を取り巻く環境は大きく変化しています。この変化を的確に捉えることが、新たな商工業の発展につながるものと考えます。また、地域に密着した商工業の発展を促進するとともに、外部人材等を生かした企業を促進し、地域活力を生み出すことでまちににぎわいを創出できるものと考えます。

観光の観点では、本町には自然や歴史文化がもたらした資源や、地域住民により守り受け継がれてきた魅力的な宝が豊富に存在します。住んでいる人が誇りある輝くまちをつくり、訪れる人が地域の豊かさに触れ、再び訪れたいくなるような観光まちづくりの推進が大切であると考えています。

人口減少や少子高齢化により社会の構造が大きく変化していく中、これからのまちづくりは行政だけではなく、町民、事業者、各種団体等が力を合わせ共に歩むことが大変重要となってきます。各産業を担っていただいている方々の発奮こそが町を大きく前進させる源であると存じており、町としましても皆様と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。農林業、商業、観光という分野の中で、ま
ちのにぎわいという部分を町長のほうから答弁いただきました。私は、集落、愛荘町、
秦荘町、愛知川町が合併して愛荘町になって、この中には各字、集落というもんが存在
します。自治会というもんが存在します。第一次産業である農業が時代とともに自
治会組織の中で生業とした仕事の中で産業として成り立ってきたのが、時代の背景に
よって今は社会構造が変わり、農業自体が他産業に移っていったという、その中の弊
害が今、まちなぎわいという中で構造変化がされて、そこら辺をまちとしてどうす
るか、また中山道とした商店街もにぎわいがあった中、大きいスーパーができ、そっ
ちのほうに人の流れも移っていった、その中で商工業という部分があり、また地域
の自然を生かしたという観光の観点からも、ある存在をまだ生かし切れてないのかな
という部分を感じたりする部分があります。ここ愛荘町は農村集落であり、農地であ
り、その中にも自治会という組織があり、そこが今、動きづらく難しくなっている。
やっぱり地域が第一次産業、また地域農村集落がしっかりとした営業、経営がで
きることによって農産物が多く生まれ、また農産物の加工が第2次産業、商工業の中
で増えていき、またそういう中で観光業が増えていくというような形が、私は愛荘町
のにぎわい、産業としての動かし方、にぎわい、また愛荘町としてのまちづくりとし
た形の中で生まれてきたらいいのよねというのが私の持論で、なかなかそういう部分
が今、時代背景の中でやりにくい、そういう予算化プロジェクトを生み出してもらい
たいかなというのがにぎわいにつながってくる。農業も良かったら、観光業も商業も、
みんな観光業が増えてという形が私は理想的なんかなと思ったりするんですけど、
そういう部分について町長はどういうふうにお考えなのかなということをお聞かせ願
えればありがたいかなと思います。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。小菅議員がお感じいただいている、
もっともっとできるのに、もっともっと市場からも支持をされるのにという、少しも
どかしさとともにお感じになっていらっしゃるものなのかなというふうには感じます。
今ですね、1つの事柄だけでということ、ちょっと昨日の本会議でも御答弁申し上げ
ておりましたが、1つの事柄だけで全てが解決するということは当然ない中におい
て、今おっしゃっていただいた3つ、それぞれ一次産業、それから中山道の商業、そ

れから観光というところ、例えば観光であっても、大型のバスで金剛輪寺様に本当に多く来られたという時代から、バスから集団じゃなくて、より個の旅行にも変わってきましたし、それから中山道のぎわいというところも、大本で言うとやっぱり地場で買物をしていたというところがあったし、また繊維の業ということが、特に旧の愛知川においてはより盛んであったというところもあるかもしれません。それらの事柄を踏まえながらも、歴史の針は進んで時間は進んだわけですので、現在、若い世代の方々ということの息吹、これ特に農業においても非常に意欲的に技術の導入ということをしようにもされていらっしゃるし、新しい売り方、新しい商品を求めよう、また体験もしっかりしてもらおうということを、これは農遊倶楽部様々も本当にお力を頂いておりますけれども、そういう伊吹がございますので、ぜひ若い世代の取組、これは地域おこし協力隊ということもこの数年で本当に根を張って、いろんな関係性を今、構築できておりますので、みんなが何か楽しそうだと、面白いぞというふうにしていく、その伝播をしていくということによって、また次の芽ということを今、産もうとしているところでもございますので、引き続き、困難があっても困難だと言うだけだと進まないものですから、そこにはお笑いを持って、笑顔を持つてできるようにみんなで知恵を出していくということが、解決にたどり着く大きなマインドであるなというふうには思っているものでございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。今、町では土地利用の観点から、昨日も澤田議員からランドデザインの話が出たんですけど、そういうこのランドデザイン、やっぱりまちのにぎわいを持つためにこういうもんをつくる。総合計画があり、ランドデザインがあり、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、これ順番こんでいいかどうか私、定かじゃないんですけど、こういういろんなプランの中でまちのにぎわいをもたらそうとしている。1番にここにランドデザインに書いてるのが、多様な人の訪れる交流活力の生むまち、にぎわいの駅前、資源を活用した観光文化、まちのストックの活用、やわらぎ潤いの創設というような形で多様な人材のことをうたわれている。また2番目に、地域交流の充実、誰でも快適に過ごせるというところ辺、快適な空間の歩行、西部地域の交通網の整備、新都市軸新都市構想形成、交通ネットワーク構想という形でもうたわれている。3番目に、今、農と自然の共存の美しさ、農と住の調和の下町、農を通じた生きがいつくり、都市との交流、地域との感じる豊

かな自然、4つ目として、年を重ねて健康福祉とか教育のことがまたうたわれているという、こういうグランドデザインが今できている。今、私がまちの産業のにぎわいという中でのこのグランドデザインの中に、いろんな施策を打ってこれるんですけど、この施策の中で、これはどこのグランドデザインのもとで、都市計画プランの中のどこでそういうふうなことを事業として予算化されているんやというようなところを、見える化、見えるような形の中で予算の配分としていくと、この総合計画でこのグランドデザインでこの都市計画プランで、その立地条件の中でこの事業が生まれてるんよというような形が見えてくることによって、これは役に立ってくるのかなというふうに思うんですけど、その辺の考えをお考え願えたらありがたいかなと思います。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） ただいま、計画と予算との関連性についての御質問だということでお答えさせていただきます。町がつくり上げております計画につきましては、方針として受け止め、また財政のほうで予算を策定するに当たりまして、何に基づいて今後この事業を各それぞれの課が計画をしておるのかという部分につきましては、ヒアリングを通して確認をしておるところです。

また、議員おっしゃられるように、その関連性を少し明確な予算で示していくというところは、今現在できていないところなのかなということは感じておりますので、その辺の部分につきましては今後少し調査研究しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。できていないという話も今、聞かさせていただきました。予算化する上で、こういう計画となるさかいに、これはこういうふうな形になるよというような形をしっかりと明確化したほうが、住民さんも議員の皆様も、また職員もしっかりみんなに分かるんじゃないかなということ。また、各字からの要請等々が出たとき、これはここの要請があったさかいこれを予算化したんよというような形にも、要望、要請の中でできたら見える化になるのかなというふうに思ったりしますし、そういう1つの目標、計画の中での見える化が欲しいかなというふうに私は思います。いろいろとそういう問題に対して執行部のほうはいろいろ考えられるんですけど、やっぱりそういう計画の中で見えたほうが私はすばらしいなというふうに

思うし、それが町のにぎわいの中の目標になるんだなというふうに思います。

当たり前のように、人は楽なほうに楽なほうに逃げるんです。今生きてる、自分が生きてる、今やらなくてはならないというところ辺を一生懸命生きることによって、次の時代に送れるというような形ができる。また行政がそれを進めるんじゃなくて、行政が後押しする、サポートする道しるべを付けるという立場の中で、住民が主役となって動けるような形が私は理想的なんかなというふうに。何でもかんでも行政や行政やという自治会さんもあるし住民さんはいはりますし、行政に皆もう託されたかてもできることできないことがあるし、やっぱり行政としてはいかに世の中を空気を見て、今こういうふうに仕向けたらええよねというところ辺の後押し役に回ったほうが、住民主体の行政になったりするというふうに私は今感じます。

私の地域で、公共事業がこれだけどんどん張ってくるという中で、西部地域は基盤整備をやらなどうするんやと、次、誰に渡すんやという形を一生懸命町長と集落と掛け合ったときに、町長は、一生懸命考える中で、担当課はどうするんですかという話を出されたんです。私は、町長と一緒に手を取りながら行政とともにやりましょうよという言葉が本当に欲しかったんですけど、やっぱりその辺は昨日の話でもちょっと聞かさせてもらった、いろんな考え方があるからねというような話があった部分、また町長も言われました。そのとき、同意というのをしっかり取らないかんよねという、分かっていることなんですけど、そういう住民のところ辺が主体となった形で、行政はそのあと後ろでバックアップするよというような形の進め方が予算化しやすいという部分、またそういうふうな、住民もそういうふうな形で住民が主役やというような形の中で物事を考え、そういう道しるべを行政が立ててくれるというのが、後押ししてくれるというのが私は最高かなというふうに思うんですけど、その辺町長のほうはどんなふうにお考えですか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。ちょっと全体感のお話であるかなというふうにも思います。住民主体の町ということがやっぱり肝要だというふうに、私も共感するものでございます。あと、住民の方々がしようというときにバックアップを行政がしてない、してないということは多分ないので、これはよろしいですねと言って、行政の分としてできうる範囲というのはもちろんございますけれども、やっぱり住民主体でやろうという事柄に関して、それはうれしいです、ありがたいです、ぜ

ひできるところをやりますというのが、今までも努めてきてるし、それが歴史的にも愛荘町の行政機構、行政職員のみみんなもそういうマインドでいてくれるかなとは思っております。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 2番、小菅久宣君。

○2番（小菅久宣君） 2番、小菅です。そういったことがこの全体をまとめると、指定管理に関しても、またまちのにぎわいに関しても、住民主体の中でみんな動けるというのがまちのにぎわいにすごくつながってくるという部分が私は理想で、行政はサポート役に回るということが大事かなと。また、そこに今、愛荘町が村おこし協力隊、協力隊が入ってきている。その人たちもしっかりとその行政のサポート役のほうに回っていくというところ辺、発信してもらおうというところ辺も一緒に絡めてもらいながら、愛荘町のにぎわい、またにぎわいが三山館なり指定管理を盛り上げていくという形を持ってもらいたいかなというふうに感じます。また、そういう形の中で愛荘町のにぎわいとまちづくりができたらなというふうに、できるような形を予算化し、また見えるような形のグランドデザイン、また適正化計画の中での行政運営をすることによって地域のリーダーをつくりながら、行政、自治会も、やっぱりやっていると面白みが出てくる場所があるんですね。区長さんにしても、これもやろうかあれもやろうかという部分、そういうところを生み出せるような形が一番いい。この間どっかのある自治会から聞いたんですけど、何でもかんでも区長に言うてきよるという話、区長もでけへんし、まるごとにも予算がないしどうしたらええのと。区長1人に言わんでもまた地域全体で考えたらええん違うのという話。必ず地権者がいはるやし住んではんにやろして、その人たちが皆、区長、区長、また区長のほうは行政、行政といくと、誰が、みんなこれ簡単に言うたら楽なほうへ逃げてるんですね、人任せにしてね。そういうことをすると、誰もかもが自治会崩壊につながっていくようなところ辺が生まれてくる。やっぱりそこら辺をうまいこと仕向けるというところ辺、またそこら辺があなたが主役よというところ辺、地域の力というところ辺が、今、薄れてきているというところ辺が、それもう1つ言うと、集落機能が潰れるという話につながってくるのか知らんけど、そういう形の中で、あんた住民らが主役よという形の中の自治会運営、また、まちのにぎわいにつながれたらいいのかなというふうな思いの中で、私の一般質問と意見を述べさせてもらいまして終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森野 隆君）　　ここでお知らせいたします。ただいま村西議員が体調不良のため一時退席されておりますので、お知らせいたします。

◇ 外川善正君

○議長（森野 隆君）　　それでは、一般質問を続けます。9番、外川善正君。
外川善正君。

○9番（外川善正君）　　9番、外川善正。日常業務運営の事務取扱主等に関わる状況について、一問一答で質問させていただきます。幾つかに分けておりますが、話がしやすいように、1点目、2点目、3点目というふうに分けて書いておりますが、ずっと関連したものでありますので、ひとつその点はよろしくお願いします。

ここ最近、業務取扱いミス等が多い状況が見受けられ、全員協議会での報告がなされています。特に2年から3年前からその発生は増加の傾向を表しており、小さなものまで含めると1年間で十数件発生している年もありました。

私は以前の一般質問においても話しておりましたが、事務取扱ミスはできるだけ防ぐように指導を行い、日常の業務推進に向けて発生しないように常に問題意識を持って管理を行うことが必要であるというふうに言っておりました。また、発生したことにより、その行為に対して処分が課せられることがあり、処分が出されたときはそのことが個人の職歴に残り、消すことはできません。

現在はどうのような考えが主流になっているか不明であります。働く場所を決め、定年まではと考えておられる職員は数多くおられると思います。そのために、上に立つ者は事務取扱ミス等の行為により懲罰等が発生しないよう、また適正な業務運営ができるよう、職員とのコミュニケーションを図り、信頼関係を含め、血の通ったよりよい関係を構築し、的確な指導を行わなければ改善はできないかと感じるところであります。このようなことから、次の点についてお尋ねします。

1点目について、今まで報告されてきたものは、ほとんど事務取扱ミスによるものが多くを占めているが、その他としてはどのようなものが生じているか。

以上、お尋ねします。

○議長（森野 隆君）　　経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君）　　ここ3年間の状況を申し上げますと、事務ミス以外の不始末としましては、備品・公用車等の破損や不十分な物品管理の事例などがござ

いました。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ただいまはありがとうございました。昨日の上田議員さんの質問の中でも、たしかハラスメント、それがあったかというような確認をされました。それはなかったと、そういうようなコメントを執行部のほうはなされました。それは当然であって、そんなことありましたというような発言をしたらとんでもないことになる。それに近いことがあったとしても、発生していないというようなコメントでなければ今の世の中は叩かれます。だから、その答えで私はほっとしています。

しかしながら、いろいろなうわさやらそういうなんは耳に入ってきます。いろいろな職場の、こんなあった、こんながあった。そして、封書も来ます。その中には詳しく書いてます。でも、それは匿名なんです。これはうわさなんですよ。うわさはうわさであって表沙汰にすることはできない。封書の件も、匿名であれば、責任を持った投書でも何でもない。ただの紙切れです。やはり、言うときは自分の名前をきちっと言って責任を持って発言する。それ以外は取り上げたらいかんと思います。でも、そのうわさとか、その封書の中身を読むと、割合近いところ書いてますよ、何か分からんけど。けど、私は今も言いましたように、それは全然無視しております。うわさの中には、職場を勤務中にどっかへ出ていってるとか、親切に聞かれても指導していないとか、そういうような話も飛んできてます。

ほんで、私は冒頭言いましたように、やっぱり信頼関係がなけりゃ、そういうようなミスとかそういうようなものは減っていかない。以前、そこにおられます町長が、中学生のアメリカのホームステイがありました。夢架橋と言うのかな、それには今まで私が知ってる限りでは、団体の団長と言うのかな、それはたしか課長クラスの方がやっておられて、その方々で行ってアメリカでホームステイして帰ってくる。それに今の有村町長がついていかれました。そして何日かしたら、その団体から離れております。それはなぜ分かったかというと、その給付された後の全員協議会の中で議員の質問によって分かったんです。私は、業務があればそれは行ってもいいですけど、単独で何かの視察に行くんだったら複数で行けばいいし、見る目が違うので。だから、そういうところを何気なくやっておられても、ほかの部課の方から見ると不信感がやっぱり持たれる。私においても、その全員協議会の中で、町長に尋ねられたそのコメントを聞いて、もう中身ですけど、私は何でもっと違う形で行かれないのかなというふ

うに思うた。けど、何年かたったら、また鹿児島で同じようなことをしておられます。ちょっと待ってくださいよ。今、私が発言中です。ちょっと待ってください。待ってください。言うてからしてくださいよ。

○議長（森野 隆君） 外川さん、簡潔に言うていただいたら、町長の答弁聞きますので。

○9番（外川善正君） だから、私になぜこの話を出したかいうと、職場を放棄するのも上の方の背中を見ておられるん違うかなと。だから、そういうようなものを想像の中で勘繰っていくいう、そういう話なんです。だから、やっぱりその日々の業務において、上に立つ者は襟を正してきちっとしていかなあかんいうところをしていかなければ、きちっとした指導はできないだろうということです。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど外川議員から、それぞれ業務のミスが発生という事柄に関して投書があったということのくだりから、様々にお触れを頂きました。かつての夢架橋の事柄ということも、私しっかり適切に御報告ということをし申し上げております。また、鹿児島の件というのは、それは便が違ったということをおっしゃっていらっしゃるんだと思いますけれども、行程ということに関しての視察ということ、これはしっかりともちろんやっておりますので、私の考えにおいてその行程をずっとルートを外れてなんていうことはございません。これ、数年ぶりにちょっとこういうことをお問いも頂きますので、西川政策監、何の今日こういうことを問われるということも、私、認識も当然しておりません中において、西川政策監が当時そのスケジュールとか、ウエストバンド、私は団長ではなくて、それはそもそも木村団長がいらっしゃる、そして私はもともとそこを離脱することが当初から決まっていたという事柄でございまして、それを私がそのようにしたいということをし申し上げたわけではないですけれども、ちょっと西川政策監がその辺りの事実のことを御承知でございまして、やっぱり的確にここは御報告を頂きたいと、私の威信というか、私の誠実さということをしやっぱり守らねばならないというふうに思いますので、もし議長お許しいただければ。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務取扱（西川傳和君） 今、御質問の中にございました行程の関係でございましてけれ

ども、これに関しましては町長おっしゃるとおり、これまでの議会の全員協議会等でも、町長から御説明をさせていただいておるとおりでございます。本件につきましては、アメリカのほう、ウエストベンドのほうに行くという夢架橋の事業と併せまして、本町のまちづくりの、今後のまちづくりに関してその先進的な事例でありますポータランドの事例を併せて見るというところをこの行程の中に入れたものでございます。あくまでも、町長の公務の中でその業務をしたものでございますので、そこに関しましては、議員おっしゃるようにその公務から逸脱したという部分ではないと。以前、愛荘町の図書館におられました渡部館長さんからの助言等も頂いた上で、その中で行程として進めたもので、その中でその行程に別にまた人を付けて行くということになしに、もう町長自身が現地を見に行くこと。

○議長（森野 隆君） もう指示があるんやったらええわ。分かりました。外川議員に伝えます。ちょっと今回ウエストベンド、夢架橋のお話とかが事前通告から少し逸脱しておりますので、そこをやって上司のことを見てはるよと言わはんのやったら、もうちょっと軽くそこを流しそこを本題にさせていただくと、全然話がそれていきますので、その辺注意して御質問していただければ幸いかと存じます。

9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） どうも要らんところへ話を持ってきまして失礼しました。けど、私から言えば、その背中を見て仕事をしているところを言いたかったんですよ。そこは理解していただきたいと思います。

次の質問に移ります。業務事故が、事務ミスが発生します。そしたら、ずっと全協まで行って、そして全協で報告して、そしてまた懲罰が出るんでしたら、またそれを報告される。その中には、懲戒審査委員会いうのかな、そういうなんがあります。そんなところはどのような流れでいくかというのを、ちょっと詳しく教えていただけないかなと。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） お答え申し上げます。

ミスの発生時から、報道機関への情報発信、懲戒処分に至るまでの流れについては、発生の一報後、すぐさま原因とされる関係者からの聞き取りを行い、ミスが起こった経過や原因を究明し、影響が及ぶ程度や範囲を調査しつつ、早期の対応策を検討して収束に向けて最善を尽くすとともに、類似ケースがある場合は再点検を行います。

また、同じミスが再び起こらないよう、事務処理手順の再確認及びチェック体制の見直し等により、再発防止策をまとめ実行しております。

ミスの公表につきましては、町民等に不利益を与える可能性がある事案や、2次被害のおそれのある場合、併せて仮に秘匿性の高い個人情報の漏えいなどに該当するケースなども、できるだけ速やかに報道機関に対して資料提供という形で報道への発表を行っています。

また、職員の処分につきましては、愛荘町懲戒審査委員会の審査を経て決定しており、処分に至った場合は、その内容をミスの公表と同様の流れで公表をしております。

以上です。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ありがとうございます。ポイントのところはぱっと言われたんですけど、もう少しそこを深く掘り下げてお聞きしていいですか。というのは、例えば、ある課で事務ミスが発生しました。そしたら、それはその担当者は課長に言うんですね。こういうなんが出ましたよと。課長は所管に言うんですか、政策監に。それとも副町長に言いに行く。そして、審査会に行くまではどの部署が調査やなんかしようとするんですか。そこまで教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

まず、あつてはならないことなんですけれども、事務ミスが発生した場合につきましては、基本的に担当から所属長、課長ですね。そのあと、政策監級に報告があったあと、すぐに副町長、町長に報告をさせていただきます。案件にもよりますけれども、ほぼそういう手順でさせていただいております。

あと、審査会の件なんですけれども、まず原因究明につきましては、この関係する担当の所属または政策監で原因究明をさせていただいて、その後、審査会にかけるかどうかという部分につきましては、経営戦略課また総務政策監、私のところのほうに協議のほうが入りますので、そういった部分につきましては調査委員会の委員長であります弁護士さんのほうに相談をさせていただきながら、どういうふうな手順で進めていいかというところを相談させていただいております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） その審査会に持って行くまでに、その生駒政策監のところ
で原因やらを究明するんですか。そしてその結果、誰の指示で審査会に報告するんで
すか。教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） まず、ミスがあった場合には、この原因
究明とその後の対応、まずそれが一番になります。それについては、もちろん所属長
のほうで原因究明をさせていただきながら、対応策につきましては、やはり関係する
状況にもよりますけれども、所属または政策監の中で対応策のほうを決めていただい
た中で、今後どうしていくかというのを含めると、場合によっては副町長、町長等も
含めて協議のほうをさせていただきます。それがまず最優先でございます。その後に、
懲戒審査会のことにつきましてはどうしていくかという部分につきましては、経営戦
略または私、政策監のほうで対応していくということになります。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） ということは、審査会で結局、処分する内容を決められるわ
けですね、まず審査会で。原因追求をやって、対策を検討して、それをもって審査会
のほうへ報告されるんですね。違いますか。そうですね。そこで審査会が、それらの
資料を見て判断する。その審査会に持っていったら、提出したら戻すことはできない。
あとは審査会の意見に従わなければならない。なぜこんなこと言うかいうたら、もう
古い議員さんは知っておられますわ。以前に、ある業務ミスが出た、事務取扱いミス
が出た。そのときに、今の杉本副町長違いますよ。ではない副町長が、この人は将来
があるから表には出さない、要は処分も何もしない、報道もしないということを全協
の中で言われたんです。なぜそれを私が覚えてるかいうたら、そのミスを見つけたの
は私やねん。ほんで、あとどうなったかいうのを聞いたから鮮明に覚えてる。ほんで、
そしてそのときにその長が、もう名前を言うたら分かるんで言いませんわ。長が、
どう言うたらええんかな、事務を間違えたところが動かんと、税務署やらへの申請はあ
なた方個人で行ってくださいというような報告を全協の中でしよったんです。それは、
議員さんみんな怒らしたわ。ミスをした者がミスをされた者に対して、何でや
ってこい、自分でして来いというような言い方をすんねや。というのは、それも1つ
なんですよ。というのは、副町長がそういう言い方したのも、本来でしたら絶対出し

たらあかんことやねん。というのは、処分が不平等になる。その全協の中に、もし処分を受けておられる方があれば、同じミスをしてね、そして片方だけ何も処罰しない。そういうときは、やっぱりもう1つ上のトップに立つ人間が、そういう発言は控えよということ私には言わなあかんの違うんかなと。だから、先ほどの背中を見てると同じことやねん。やっぱり、部下に対する指導とかそういうような信頼関係を日々の業務の中で積み上げていかな、何ぼやったかって次から次からミスは出てくるところを言いたいんです。その点を町長はどう思われますか。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 恐れ入ります。今お問い合わせしている、副町長が、この職員には未来がありますので、そのことは公表いたしませんというふうにしていたというふうにおっしゃった案件が、私がお預かりさせていただいてからの件ですっけ。ちょっとその辺りが明確に頂くというより……。

〔「違う、違う」の声あり〕

○町長（有村国知君） それを町長が、そういうふうになったけど、町長は副町長がそんなこと言うたら止めんとあかんというふうにも今、お問い合わせだったので、私はそのシーンに同席をしていたんですか。ちょっとそのシーン、その時々を受け止めがどうであったのかなんですけれども、それがちょっとかつてどれぐらい昔のお話なのか、どういうシチュエーションであったのかがちょっと捉えにくいものですから、外川議員はそのようにお受け止めになった。あまりにもそれが不適合なんであれば、当然、私はそれは違うというふうにはしていた。それ以外のメンバーから課題の提起や問題の提起やということがなされていない、なされていたというふうにも私も認識をしていないので、ちょっとそのシーンに対してどうであったかということは、どうあるべきでございますねということは、申し訳ございませんけれども、今の段においてお答えはできにくいなというふうに思いながらでございます。また、それぞれ上司と担当課ということが信頼関係を持ちながら一つ一つの課題に対処していくというのは、それはそのとおりでというふう存じます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 私が言うてることと町長が捉まえていることは当然違うと。同じように分かっていたら、その場でそういうような事象にならないように気配りをしてはるはずや。そこに、個人個人の差がある。だから、自分が気づかなかつても相手

の方が傷ついておられるときもある。そういうようなことが、やっぱり業務を運営していく中においては非常に大切であることを知っていただきたい。性格まで変えようとは今、言いませんけど、やっぱり先ほども言いましたように、こうある、本来あるべき姿はきちっとそれに合うように話をさせていただかなければ、私はその方には資質がないのであろうと、気がつかれないことも含めてね。

次の質問に行きます。そして対策につきまして、業務ミスが出ます。対策が出ますけど、同じような説明で毎回終わっております。二重チェックをしますとか、そして最後に申し訳ございませんでしたというような言葉で閉じておられます。本来、業務ミスが起こった場合は、その主管課はもちろん、いろんな全課も、やっぱりそれに出ないような対策を検討していく、そういうことを日々の業務の中に取り入れておかないことには、よそのことやと思うてまた自分のところで発生するかもわからない。そこでお聞きしたいんですが、今、対策をしているのは、発生した課だけにさせてるんですか。関連含めてね、いろんな関係のない課でも自分の課に置き換えて、出ないような検討の仕方をしてくださいよという指示を出してるんか。そこを教えてください。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 先ほどもちょっと言わせていただきましたけれども、あってはならないことですが、ミスが発生した場合につきましては、やはりまずは担当課で原因究明をさせていただいて、その中で対策を講じるということがまず第一やというふうに思っております。その中で、講じた対策につきましては、やはり関係する私、政策監とか副町長も含めて協議をしておりますし、そういった内容につきましては、しっかりと他課にも周知するようにしていく必要があるのかなというふうに思っております。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そこでお伺いしますが、いつもそういうふうにしていきますというようにきちっとした返事が返ってきています。だったら何で何回も同じようなミスが続くんかなと。そこで1点お聞きしますわ。その検討していただいたその課からは、記録表と言うのかな、これをやりましたという、何月何日、例えばあんたんとこでしたら経営戦略課ね、経営戦略課、出席議員6名、6名でこういうことをやりましたという報告書を必ずもらってますか。

○議長（森野 隆君） 総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君）　そこまではちょっと確認はないんですけども、例えばミスが生じた場合につきましては、今ほど言いましたその原因、対策含めて、経緯、顛末のほうを上げていただいているというようなところでございます。それと、税務課、私、所管してるんですけども、税務課も御迷惑をおかけしております。数件ミスが発生をしておる中で、今、特に税務課の中で対応していることにつきましては、もちろんミーティングはさせていただいている中で、過去に生じたそういう案件についてしっかりリストに上げていただいて、それぞれ課内で共有をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（森野 隆君）　9番、外川善正君。

○9番（外川善正君）　それは当然のことですよ、その主管課は。ミスを犯したんだから。ミスを犯したんだから、きちっとその課員全員がその検討した内容を今後守っていくように、やっぱり全員が入って、その時間は5分でもいい、10分でもいいですわ。要は、同じ土俵のところにみんなが座って検討していく、その結果を報告する。前にあなた方が、担当とか含めて原因を究明して、そして対策を書くのも、それも一方法ですけど、その課として、なぜこういうふうになったか、何がまずかったかというところを、その課員一人一人が出さんことには、そんなんミスというのはすぐなくなりますよ。それと、本当にうるさいんですけど、ほかの課にも同じようなことを、その日に出席してる、出勤している人数だけでもいいから全課にしてもらおう。民間の会社やったら損害を与えるわけでしょう。そんなもん、そこまできっちりしますよ。だから、この前、大きい、あれ住民課やったかな。コロナ禍で備品が払えてなかったで、それでそのお金を違うものに使ってしまったって、町税で県へ返納したことがあったでしょう。あのときでも、やっぱり資料残ってると思うわ。総務産建常任委員会の日にはその写しを1枚下さい。だから、そこまで言わんことには、執行部の皆さん、やっておきますやっておきますでは、やっぱりミスみたいなもんは減少していかへんと私は思うんです。それも作ってなかったら、これから発生するやつは、そういうような資料をそろえて最後の報告をしてください。今作ってなかったら、外川が言ったさかい出さなあかん、それまで作らなあかん、そんなあほな仕事はしていただかなくても結構ですわ。もしあったら出してください。なかったら次発生したときに、もう今発生しとるかも分からへん、どうや分からへん。何があるかも分からへん。だか

ら、そういうようなことを約束していただいて、できひんかったらできひん言うてく
ださいよ、構わないんで。私の質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 河村善一君

○議長（森野 隆君） 一般質問を続けます。10番、河村善一君。

10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 10番、河村善一。一般質問を行います。3つの項目について、1つ、スマホ時代の落とし穴、詐欺被害の防止策と契約解除について、2、竹やぶの整備のその後の取組について、3、妊婦とお腹の赤ちゃん子育て応援宣言の推進について質問させていただきます。

1、スマホ時代の落とし穴、詐欺被害の防止策及び契約解除について。

その1、詐欺被害の防止策について。毎日のように新聞の滋賀版を見ていると、ストップ詐欺コーナーで詐欺被害が報道されています。この一般質問を出す1週間で見てみても、8月16日ロマンス詐欺で170万被害、大津の女性は100万円被害、8月20日火曜日、詐欺で590万円被害、8月21日水曜日、大津で860万円被害、米原で260万円被害、8月22日木曜日、大津で1,130万円被害、国際ロマンス詐欺で120万円被害、8月23日金曜日、大津で950万円被害、長浜の男性480万円被害、東近江で470万円の詐欺被害、長浜で女性150万円被害の記事がありました。

逆に、詐欺防止のための取組報道もあり、8月16日金曜日の新聞では、詐欺に気をつけて、年金支給日に啓発（湖南で甲賀署など）。また8月21日水曜日のSNS投資話は詐欺、あみんさん起用、守山署動画。8月27日火曜日、1か月で2回、詐欺被害防ぐ（大津署滋賀銀行員5人に感謝状）という記事が載っていました。

報道の金額が100万円以上の高額のものばかり見られますが、新聞に載らない少額なもの、警察に届けられない方もおられると考えるならば氷山の一角であり、多く

の方が被害に遭っておられるのではないかと推測されます。

また、当町の方も被害に遭われた方がおられたとの報道もありまして、人事とは思えません。これらの報道を見たときに、個人の責任にしてしまうのでは問題の解決にならず、事前に防止できないのか、何とかならないか考えてしまいます。そこで、次の3点についてお尋ねします。

1、これらの詐欺被害前の相談についての担当課はどこですか。

2、今までに相談に来られた件数、ここ近年の傾向と増加傾向にあるのか、お尋ねします。

3、詐欺被害に対する防止策について何か考えておられるのかお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（森野 隆君） 暮らし安全環境課長。

○暮らし安全環境課長（山本拓也君） 御答弁申し上げます。

詐欺等の事件に関しましては、まずは警察へ届けていただくこととなりますが、被害に至るまでの不審なメール等の問合せやトラブル相手との交渉、返金に関する助言などの相談は、消費生活相談といたしまして、愛荘町では暮らし安全環境課が担当しております。

相談の傾向としましては、SNSを通じたトラブルや、定期購入や暗号資産など、金融関連のサービスに関する相談が増加傾向にあります。

当町の窓口の相談件数は、令和4年度は16件、令和5年度は7件、令和6年度は8月末時点で3件と減少傾向ですが、滋賀県消費生活センターの窓口における愛荘町にお住まいの方からの相談は、令和4年度は116件、令和5年度は120件、令和6年度は8月29日時点で47件とほぼ横ばいの傾向です。

また、県全体の相談件数は、ここ10年では、平成30年度の1万5,098件をピークに減少傾向ですが、この数年においては、令和4年度は1万2,284件、令和5年度は1万1,754件、令和6年度は8月29日時点で4,737件と横ばいの傾向となっています。

詐欺被害の防止策といたしましては、詐欺やトラブルの事例を広く周知し、契約者御自身で注意していただくことが肝要であると考えております。町広報の10月号では、インターネット通販のトラブル事例を掲載し、相談先となる当課の連絡先を掲載しています。今後も継続して、町民の皆様が詐欺被害や消費者トラブルに巻き込まれ

るのを未然に防ぐため、啓発に努めたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 今日の新聞も持ってきても、大津で2,340万円被害の記事が載っておりました。非常に連日のように、そのコーナーが、この新聞のコーナーができること自体、異常な状態で、それだけ巧妙になっているのかなという心配もしております。やっぱり恐怖をあおりながら、そういうことになっているかと思えますので、やはりできるだけここに広報とかで紹介されているということもありますけれども、やはりもうできるだけ被害に遭わないような対策を取っていただきたいと思っております。

次に質問行きます。スマホ及びパソコンのトラブルについて。

スマホ及びパソコンの勧誘における金銭トラブルについて、新聞報道されていないだけで相当数あると考えられます。

具体例をもって紹介すると、スマホ及びパソコンを触っているとき、誤って広告のところをクリックすると、「当たりました！当選おめでとうございます」と表示され、無料で健康食品を送るので、氏名、住所、電話番号を入力するように指示されます。そうして入力すると、1回目は無料の健康食品が送られてきます。その後、健康食品会社から健康食品を勧める電話があり、無料でもらっていることもあり、要りませんと言いくく、何度も契約するまで電話かかってきます。相手もしつこく、こちらが無料でもらったこともあり、遠慮して曖昧な返事をしていると購入を勧められ、購入を先延ばしにしていると何度も電話があり、結局はつきりと要りませんと言うまで電話かかってきます。1,000円、2,000円程度の健康食品を無料でもらったがゆえに、電話の相手と気まづくなり電話を切ることになってしまいます。そこで初めて、ただほど怖いものはないことを知ることになります。これはちゃんと対応できた事例ではありますが、よりしつこく勧誘がある場合などどうしたら良いのか、良いアドバイスがあれば教えてほしいと思います。

まず、町民の方には、気軽に相談窓口くらし安全環境課に来てくださいとPRすべきと考えますが、どうでしょうか。そのことについて意見を求めます。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） しつこい勧誘等に対しましては明確な意思表示をすることが大切で、トラブル相手の名前、連絡先等を聞いた上で、要りません、

興味ありません、取引するつもりはありませんなど、はっきりとした言葉で意思を伝えることが大切です。はっきり断っているのに、事業者が再度勧誘の電話をすることは特定商取引法で禁止されています。違法行為であることを伝えるなどの対応も効果的です。

また、アプリ等の解約を含め、消費者トラブルにつきましても、まちのくらし安全環境課もしくは彦根市にある県の消費生活センターに御相談いただけるよう周知していきたいと考えます。また、それ以上にトラブルに遭わない知識等を身につけていただくことが重要と考えますので、引き続きトラブルの事例の周知を含む注意喚起にも取り組んでまいります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に進んでいきたいと思えます。アプリ等の契約解除がなかなかできにくいことについてお尋ねします。スマホ等には無料で便利なアプリがある反面、最初の1、2か月は無料で勧誘し、期限が過ぎた後には有料になるケースが多くあります。そのまま使う場合もありますが、無料期間だけお試しで使おうと思っていると、すぐに日にちが来て有料となるケースがあります。それは自己責任と言われてしまうと仕方ないとしても、契約の解除がなかなか分かりにくく、文字が小さくてできないことが多く諦めてしまい、仕方なしに料金を払っている場合が多くあると思えます。安いと思っているアプリも、何個も使っていると使用料は結構な金額になってしまいびっくりすることがあります。町では、これらのトラブルの統計を取っておられると思いますが、これらの注意喚起とトラブルが起こった場合の相談窓口はどうかお尋ねします。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 愛荘町における消費者トラブルに関する相談窓口は、くらし安全環境課になります。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に行きます。電話での勧誘トラブルについて。

電話でよく、関西電力、ドコモ、NTT、ソーラーパネルの関係業者を名乗り、電話がかかってきます。先日もある方とお話ししたとき、そのような具体的なお話をされていました。関西電力の毎月の電気料金が安くなりますと言われ、それを信じて契約したが、途中でおかしいと思って契約解除しようとしたが、なかなか契約解除に

応じてもらえなかった。数か月後、銀行口座で不明な金額が勝手に引き落とされていることが分かり、相手会社に文句を言ってもらちが明かず、直接金融機関に行って契約解除の手続をしに行って、やっと解除できた。解除するまでの数か月は取られ損となってしまったというお話でありました。この方の場合、銀行に行って解約手続をされたので短期間の被害で済んだが、長期間の被害に遭われる方がおられるのではないかと心配になります。途中で契約解除しようと、もしトラブルになった場合、消費者センターへ行って相談すると良いと言われていますが、彦根まで行くのが大変な場合、愛荘町の相談窓口はどこなのか、重ねてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　お答えします。

愛荘町における消費者トラブルに関する相談窓口は、くらし安全環境課になります。どうか御相談いただきたいと思います。

○議長（森野 隆君）　　10番、河村善一君。

○10番（河村善一君）　　それと、現在の相談傾向、どういう、化粧品とかいろいろあると思いますけれども、その傾向があれば教えてください。

○議長（森野 隆君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君）　　さきに御質問でも登場しておりましたが、SNS関連の消費生活相談が滋賀県において増加し続けております。令和5年度は908件となりました。そのうち高齢者65歳以上の相談件数は152件と、前年度の約1.2倍と増加しております。SNS関連のうち、金融関連サービスにつきましては48件と、前年度の2倍超となっております。こうした統計を基に、対策、そして啓発を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君）　　10番、河村善一君。

○10番（河村善一君）　　次に町長に、住民が気軽に相談できる窓口の設置と相談の充実を求めて質問させていただきます。

住民の生活を脅かす金銭トラブルは、その家庭を破壊し、真つ当な生活を送ることができなくなってしまいます。そこで、住民が困ったときには気軽に相談に来られるよう1階に相談窓口を設けてもらいたいと考えております。

また、相談窓口によっては他人に聞かれたくないこともあると思われるので、カ

ウンターでの相談でなく個室での相談もできるようにしてほしいと考えています。

次に3点目、専門の消費生活相談員が相談に当たるよう人的配置をしてもらいたいと考えますが、これに対する町長の見解を求めます。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） 暮らし安全環境課の窓口には、防災や交通安全、ごみ、環境美化などの相談や手続に毎日多くの皆様にお越しいただいております。窓口としては、町民の皆様に認知を頂いているところと感じており、現在の配置を一層周知してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃいましたとおり、相談者のプライバシー保護は当然必要なことと思っております。したがって、現在も配慮が必要な御相談の場合は会議室等の個室を利用するなどの対応をしておりますが、今後も継続して十分な配慮に努めてまいります。

次に、専門の消費生活相談員につきましては、県内の町では竜王町と日野町に設置されております。昨年度の相談実績を伺いましたところ、竜王町民の方の相談は、町の窓口が30件、県消費生活センターが34件、日野町民の方の相談は、町窓口が48件、県消費生活センターが60件であり、より専門的な相談ができる県消費生活センターを利用される傾向でした。

議員御提案のとおり、町内に専門の相談員を置くことはお困りの方の大きな安心につながると思いますが、当町におきましては町にも相談窓口があることを丁寧に周知することで、利用しやすい環境を整えながら、専門職員を有する県消費生活センターと連携して相談対応を行っていきたいと考えておりますので、御理解を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） このことについて再質問したいと思います。竜王町のホームページを見ますと、消費生活相談員による相談ができるようになっており、無料で相談受付日が掲載されています。この消費生活相談員というのは、国家資格が必要で、町の担当者の職員だからといって相談に乗ることはできないと思います。用件、案件だけを聞いて取りつなぐことになると思います。そういう意味では、やはり愛荘町にも1人の消費生活相談員がおられると非常に安心されるのではないかと、具体的に指示を求めるといことになろうかと思います。相談するときに必要なものとして、経緯を整理したメモ、契約書、領収書、きっかけとなった広告、ホームページの画面、

事業者からのメールパンフレットと保証書などの関係書類、先因事故等で病院に行った場合は、診断書等、関係する説明する必要な書類が必要となるので、やはりそれに関連する記事、あるいはいついつ電話した記録メモというのは絶対必要になるかと思えます。個人のことになるんですけれども、やはり今のこの時代のスマホの時代は相手、人が見えないので、本当に相手が電話に出てくれなかったらもう終わりというようになりますし、簡単にアプリでもよく我々でも気づくことは、内金というか、その口座からぱっとクリックすると落とされてしまって、毎月毎月落とされていくということになります。そのときには、アプリのその会社に電話して解除する努力がないと、なかなか解除できないのが現状ではないかと僕は思っています。

私、今回この質問をさせていただいたのは、目に見えない形で多くの方が困っておられるのではないかなというようなことを思っています。より、やっぱりお困りのことの解決、そのことについてはぜひ周知をして、細かいことでも相談くださいよと、それが解決することが、やはり愛荘町にも住みよい町にもなりますし、相談に乗ってもらえたらありがたいなということになるかと思えますので、再度、町長に、その現状をしっかりと把握して、こういうことについて前向きに取り組んでいただくようお願いしたいと思いますが、町長の再度の答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 町長。

○町長（有村国知君） ありがとうございます。さすがにスマホが黎明期だというような時代ではないですけれども、やっぱりこういうデジタルのサービスとのお付き合いの仕方、そのリテラシーということは、各おのおのにおいても高めていっていただくという自分の身を守る、自分の大事な資産を守る、自分の情報を守るということは、やっぱりおのおので高めていくということが入口なんだろうというふうに思いますので、そこが弱いものであると、そこを狙ってくる存在は常に生じてしまうものですから、そこはもうにっちもさっちもいかないなど、そこを締めてやってもしようがないなというふうに、そういう悪意のある主体が捉えられるようにしていくというのがそもそもでございます。あとは、社会的にはそのブラックパターンをどうやって防ぐかというところは、今どんどん、それって良くないよねというのが随分意識としても社会に形成されてきていますので、その点は良いというふうに思っています。一方、河村議員がおっしゃっています、この氷山の一角というところはもしかしたらやっぱりあるかもしれません。より専門的な知識ということは、当町の職員においても、県と

も連携をしながら高めていくということは不断の努力をしたいというふうに思います。

あと、私もう聞きながらまた感じておるものでございますけれども、より身近に相談に乗っていただけると心理的にうれしい、安心だというのもありますし、あとは違うケースとしては、あんまり町内の職員にその自分のしてしまった、ちょっと今、困難だということを町の職員にはなかなか話しにくいという方も当然おられますので、ちょっとこの両方のバランスということを取りながら対処していくということをしていきたいというふうに思っているものでございます。

引き続き、住民の皆様には、こういう困難が生じたときにはすぐに御相談を頂けるような、周知、広報ということに努めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 次に、大きな問題の竹やぶの整備、その後についてお尋ねいたしたいと思います。

令和5年12月定例会で、自治会内の竹やぶや雑木林の現状についての一般質問をし、くらし安全環境課長より答弁をもらいました。その内容が議会だより72号、令和6年2月20日発行に載ったところ、竹やぶや雑木林でお困りの方から何件かの問合せがあったと聞きますが、どんな内容を質問されてきたのかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 自治会内の竹やぶや雑木林の現状につきましては、今年2月の議会だよりの発行以後、当課に2件のお問合せがありました。そのいずれもが、長年放置された個人のやぶや林が荒れ、落ち葉や枝が周囲の屋敷に落ちて掃除が大変であったり、竹や雑木が道路にはみ出して通れなくなったり、荒れたやぶにヘビやコウモリなど害獣が住みついて近隣住民の居宅に被害が出たりするという相談でありました。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 12月の定例会で一般質問をさせていただいたときには、荒れ放題となっていた竹やぶやその地区の雑木林は、所有者の方の全員の御協力を得られて、今年になって竹やぶを全て撤去されたところがあります。成功例として御紹介できるのではないだろうかと思っております。

さて、相談に来られた中で具体的にしているところはあるのかお尋ねしますし、具

体的に相談に来られて、私もくらし安全課と立ち会ってお話をさせていただきました。
その後についてお尋ねしたいと思います。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） お答えいたします。

令和5年12月議会で御質問いただきました荒廃した竹やぶは、その後、所有者の方の御協力で整理いただきました。地域と関係者の協力が問題の解決をもたらした好事例であると考えております。

やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例が制定されてから、これまでにお受けした10件の竹やぶ等の管理不全の御相談につきまして、全ての所有者に適正管理を求める通知を御送付しましたが、管理者による改善の対応があった案件は2件で、残る8件は具体的な進展が確認できませんでした。議員とその地域の皆様と立会い等もさせていただいておりますけれども、そちらについてもこれからの進展を目指しているところでございます。

以上です。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 消費者がおられ、すぐに解決するという事は本当に難しいとは思いますが、根気の要る作業ではないかと思っております。手紙を頂いた方からの内容ですけれども、要点だけ言います。令和5年12月12日愛荘町議会定例会において、議員の一般質問の中で竹やぶと雑木林の現状と今後についての質疑を聞かせていただき、録画で見ていただいたんだと思いますが、私どもが長年にわたり困り悩んできました状況そのものを現実味に質疑をされており、感銘を受け、今お願いすれば何かが変わるかもしれないと思わせていただきましたということで相談に来られたわけですが、本当に声なき声というか、なかなかそのことは進まないとは思いつつ、やはり何かのきっかけで進んでいくということになるのかと思っておりますので、声を出していく必要はあるのかなと思っております。

次に質問していきます。今もなお所有者が町外におられ放置されている竹やぶがありますが、その所有者に対し年1回以上の改善要望を出しているのかお尋ねします。何かの機会に前向きに前進することがあるので、アクションをかけておくことは大切なことだと思いますが、どう考えているかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 放置されている竹やぶ等の御相談につきまして、適正管理を求める通知を毎年1回以上送付している案件はございませんが、御相談がある都度、繰り返し所有者に改善を求めています。今年度御相談いただきました2件の放置竹やぶにつきましても、これまでの通知に加えて複数回、電話等で改善をお願いしているところです。

議員御質問のとおり、この問題の解決には所有者に繰り返し改善を呼びかけることが大切と思いますので、関係各課や地域の皆様と連携して所有者に継続して改善を働きかけ、状況の改善につなげたいと思います。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 同じ方からの手紙の中で、切実な訴えを述べられておられまして、その方に伝えていくことが大切だと考えているところです。その方は、竹やぶの所有者の方々には竹やぶの近くに住んでおられない方が多い。竹やぶの現状を見ることもないため、事実、近隣の方の大きな苦悩は理解してもらえないのが大変残念ではありません。竹やぶだから放置していいのですか、管理はしなくてもいいのですかというような問いかけとともに、所有者の方には責任ある管理に真摯に取り組んでいただきたいと願い、行政の方からの適正な管理指導をお願いしたいと申し出ておられるわけです。近くに住んでいたら、もう毎日それを目にしているわけですが、なかなか竹やぶの場合は、隔地にあると管理できてないのが現状なところでもあります。空き家と同じようなことになるかと思えますけども、そのことをやはり理解して、行政もできるだけ前に進んで、前に進んでというか、前面に出るわけではなかなかないでしょうけれども、やはり今の現状で困っておられるところの改善に取り組んでいただきたいと思っておりますので、そのことについてもう1つ、今、前向きに進むこと、何か多くの各集落に1か所以上やっぱりあると思うんです。やっぱり現状も聞いておられると思うんです。やはりもっと現状で困って、前向きにやっぱり現状を把握した上でその解決に向けて取り組んでいくということについて、答弁を求めたいと思います。

○議長（森野 隆君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（山本拓也君） 御相談の多くが直接窓口に見えたりしますが、その現実というのはやっぱり行ってみないと分からない。議員とも現地のほうを御案内いただきまして、直接、被害を訴える皆様とお話をさせていただきましたが、その切な思いというところを私どもも酌み取って、だからこそやはり前に進めなければと

いう気持ちも沸いてくると思います。そうした地域の方、お困りの方の身に立って、この事業は進めなければいけないなということを痛感いたしました次第です。条例に基づきましては、できることというのが限られてはおります。決してそれ自体で強制力があるわけではございませんが、こうしたものが地域の住民の方の生活によりよいきっかけになるということを信じて、そのことをやはり所有者、地主の方にしっかり理解していただかないと、継続したその管理というところに至らないと思いますので、これからも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 具体的な、これから参考に聞いていただきたいと思いますが、沓掛の場合、具体的なところになりますけど、地籍調査を28年ぐらいにやることができました。地籍調査を終わりますと、境界の立会いも案外楽になって、土地が流動的に動いているところがあります。愛知川小学校前のところに1件空き家があり、奥に竹やぶがありましたけれども、そこも今、開発されて、7軒、8軒が家が建つようになりました。本当に、地籍調査のおかげで竹やぶの開発もスムーズに進んでいったのではないかなというように考えています。なかなか大変だと思いますけれども、地籍調査の勧めも今後進めていただいた上で、こういうことも1つ解決する道ではないのかなということを思いながら、参考に聞いていただければありがたいと思います。

次、大きな3問目の妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言の推進についてお尋ねしていきたいと思います。

令和5年12月定例会で、愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言の決議を決議して以来、できるだけその宣言をしていただこうと、私のほうから応援宣言の決議内容の全文を発表させていただいています。

7月31日、有志議員でこども家庭庁を訪問した際にも、愛荘町での議会報告として愛荘町議会で妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て宣言に関する決議の取組について発表させていただき、応援宣言を読ませていただきました。こども家庭庁の職員の方からの特別のコメント、御返事はありませんでしたが、インパクトを持って聞いていただいたのではないのでしょうか。

また、8月23日、自民党滋賀県議会議員団による愛知郡政務調査会があり、議員の意見交換会のときに、愛荘町妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言の決議文を配付させていただき、決議文を読ませていただきました。参加された県議会議員の先生

からは、少子化について、お腹の赤ちゃんから、妊婦からの視点は大切だとの御意見を頂きました。関心を持っていただいたことはとても有意義なことだと思います。

そこで次の点の質問をいたします。

7月に愛荘町は、令和7年度予算に関する要望の中で、妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援宣言の支援について、3つの要望をされています。

1つ、妊婦とお腹の赤ちゃん・子育て応援していく機運の醸成について。

2、1か月児健診及び5歳児健診に係る体制整備について。

3、子ども家庭センターの設置運営に関する支援について。

要望のそれぞれの具体的内容はどうであったのか説明を求めます。また、それに対する県の対応はどうであったかお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） お答え申し上げます。

1つ目の妊婦とお腹の赤ちゃん・子育てを応援していく機運の醸成については、愛荘町で実施しています妊婦とお腹の赤ちゃん・応援事業を紹介し、妊娠期から出産・子育て期と切れ目ない支援、中でもお腹の中の赤ちゃんから子育てを応援していける機運づくり、体制づくりについて提案をさせていただきました。

県からは、妊婦になる前からのプレコンセプションケアの推進や、県の補助金、子ども・子育て施策推進交付金の活用等について説明を受けました。

2つ目の1か月児健診及び5歳児健診に係る体制整備については、こども家庭庁から新たに示された乳幼児健診がスムーズに運用できるよう技術的支援と医療提供体制の整備をお願いしたもので、特に1か月児健診、5歳児健診における健診員の確保として、小児科医をはじめ小児神経科医、児童神経科医等の専門医の確保についてお願いしました。

県からは、令和7年度4月からスムーズに1か月児健診が実施できるよう、県医師会等の調整も踏まえた集団契約や、1か月児健診マニュアルの作成を検討しているという前向きな返答を頂きました。しかしながら、健診医である小児科医の確保については明確な返答は頂けず、産科医、小児科医の医師の不足について、県も同様、苦慮されている現状をお聞きしました。

3つ目の子ども家庭センターの設置、運営に関する支援につきましては、愛荘町が

令和7年4月に設置、運営を目指しております子ども家庭センターに関する技術的支援をお願いしたもので、県の引き続き情報提供を含め、市町支援を行っていく意向を確認いたしました。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 御答弁いただいた中で、答弁書の中にもあるんですけど、ちょっと分かりにくいので具体的に教えていただきたいのは、2番に書いてある、県からは妊婦になる前からのプレコンセプションケアの推進ということがありますが、これは具体的にどういう内容でどういう事業なのか、その言葉が独り歩きしてあれなので具体的に教えてください。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） プレコンセプションケアとは、若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うこと、次世代を担う子供たちの健康につながることで現在注目されているヘルスケアになっております。妊娠を望むとか望まないとかにかかわらず健康な体をつくっていこうという考え方になっております。

現在、滋賀県では、そのプレコンセプションケアをする職員の養成等々をしておりまして、その養成を受けた者が学校や市町に出向いて、またそのような教育を広めていくというような動きになっております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） この言葉はもう前から使われていたんですか。もう、いや最近になって急にブーンと出てくるので僕も初めて知ったんですけど、いいです。分かりました。ありがとうございます。また、今後詳しく教えていただければありがたいなと思います。

次に行きます。最近、若い子供さんを持つ親御さんから、安心して産み育てられやすいまちとして、町内に産婦人科医院、また出産できる病院が欲しいとの御意見、御要望をお聞きしました。ぜひ実現してほしいと思いますが、このことについて福祉政策監はどう考えておられるか、お尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 申し上げます。

先ほどの答弁の中でも申し上げましたとおり、滋賀県において小児科医、産科医の確保が難しい状況と聞き及んでおります。県内の分娩を取り扱う病院、診療所の数は年々減少し、助産院の数が微増しているような状況です。しかし、このような分娩を取り扱う医療機関が減少している中でも、滋賀県全体で見ると分娩可能数が分娩数を上回って推移している状況となっております。

県では、滋賀県保健医療計画により、周産期医療について、県内7つの2次保健医療圏を4ブロックの区分化されました。愛荘町を含む彦根、愛知、犬上の湖東保健医療圏は湖東・湖北医療ブロックに位置づけられ、周産期医療の中核は長浜赤十字病院が担っています。

こういった状況の中で、議員から御提案いただきました出産可能な病院を町内に開設するという大変難しいものかと考えますが、湖東保健医療圏域内で切れ目ない周産期保健医療が受けれることができる体制の整備は大変重要な課題と認識しております。そのため、今後も引き続き安心・安全な妊娠、出産、育児が迎えることができる環境整備について、県への要望等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） ありがとうございます。このときとともに、やはり小児科の充実を求められていました。小児科というのは、小児科だけでなく内科の先生が見ておられるということはあるんですけども、やはり小児科、かかりやすい医者というか、その子供たちが行きやすいことがあろうかと思うんですけども、小児科について前文でも触れられているけれども、小児科の充実についてはどのように政策監としては考えておられるか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 御答弁申し上げます。

小児科医も同じく、やはり近くでなじみのある医院にかかれるということが必須だと思います。幸いにも愛荘町には野口小児科がありまして、多くの方々が心配なことがありましたら小児科の先生のほうに行っているところではございますが、

町内の先生全てにおきまして高齢化の課題もある中で、今後ますます町内における診療所の在り方等々も検討していく事案であるのかなというふうに認識しております。

○議長（森野 隆君） 10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 質問した内容につきましては大体答弁いただきましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

◇ 竹中秀夫君

○議長（森野 隆君） 続きまして、12番、竹中秀夫君。

12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中秀夫です。一般質問を行います。2点ばかり行いたいと思います。

まず1つ目につきましては、(仮称)中宿香之庄線の道路改良工事についてであります。

(仮称)中宿香之庄線の道路改良工事について、以前、私は、令和3年9月議会において、(仮称)中宿香之庄線の道路拡幅について一般質問をしております。御承知のとおり、この道路は国道307号と町幹線道路である町道東部開発線を結ぶ町の東西の骨格となる重要な幹線道路であります。

また、本路線は、将来交通量を基に町道路網整備計画にも記載されています。令和3年9月の一般質問の折、町長は、近年、野々目や島川地先での開発や分譲が多く住宅も大幅に増えていることから、通行車両が増加していることを把握している。現状として、道路幅員が狭く車両の擦れ違いが大変困難な区間もあり、その解決が急務と答弁されております。また、担当課長からは、道路改良事業では用地買収や建物補償等が必要となることから、完了に時間を要する。一部区間において整備を完了しているが、それ以外の区間も引き続き整備を進めていくと答弁をされております。そこで何点か、担当課長にお伺いいたします。

1点目といたしましては、令和3年9月以降今日に至るまで、何がどこまで進んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 初めに、平成27年3月に策定しました愛荘町道路網整備計画では、(仮称)中宿香之庄線という名称で掲載していましたが、現在は

町道栗田市線として名称を変更しています。

同路線については、整備を計画する延長が長く、全区間で道路を拡幅するには事業費が膨大となり、また長期間となることから、待避所の設置を計画しました。令和4年度に道路詳細設計業務を発注し、測量や待避所の設置場所の検討、用地測量を実施しました。令和5年度には不動産鑑定業務を発注し、現在は用地買収を進めているところでございます。今後は、令和6年度中に用地買収を行い、引き続き待避所の設置工事を予定しています。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。再質問を行いたいと思います。今ほどは、待避所の設置計画をしまして、このような答弁を頂いております。なかなか延長が長く幅員も狭いというようなことは、以前にも答弁でいただいております。こういう中で、私が先ほど聞いたように、どこまで進んでおったのかというようなことでありますけども、答弁では用地測量並びに不動産鑑定等々を行ってきたというようなことであります。目に見えた測量なり鑑定の関係もあろうかと思っておりますけれども、私が地域やらたまたま寄せていただくことがありますので、いろんな件をお伺いしておりますと、なかなか農作業の関係もある、いろんな等々がありますけれども、これは町道であるので、役所もひとつ前向きに進んでもらうように働きかけていただきたい。以前にも、私は地域の自治会長ですか、区長さんですか、役員さんにもお聞きしましてこういう質問をさせていただいたということでもありますけれども、町内には路線はここだけではありませんということぐらい分かっております。また、莫大な金もかかるというような道路も逼迫しておるということは分かっておりますけれども、できるだけ前向きな目に見えた道路いうか、それに前進をしていただきたいなということを、十分理解をさせていただく中で今後もひとつお願いをしたいなと、このように思っております。

そこで2点目、この路線の必要性、重要性をどのように考えているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 町道栗田市線は、圃場整備により設置された農道を町道に認定して以降、町で維持管理を行っています。近年、同路線に通じる沿線では、野々目や島川地先で宅地開発や分譲が多く住宅やアパートが増えているため、

通行車両が朝夕に多い状況となっています。しかし、現在も農業利用上、農業用車両の往来を重要とする声も頂き、また農道であった経緯からも車両の擦れ違いは困難な状況です。

併せて、今後この町道を横切る形で合計4車線プラス歩道とする国道8号バイパスの整備事業も控えており、当町の旧来からの道路計画に対しても大きな変化を伴う状況も生じています。この中においても、同路線の部分改良は地域ニーズに沿ったものであり、待避所の設置により安全な通行や交通事故を防止するため、町としましても事業化を行い、待避所を設置に向けた整備を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどは答弁の中で、非常に住宅やアパートが非常に逼迫して多いというようなことは私も承知をしております。そういった中で、車両の通行も朝夕に非常に多いと。住宅や分譲地が非常に多くなってきたということは、できるだけ近い道のりを皆利用して会社なりを勤めに行ってるというような状況であります。そういったことを十分に課長も鑑みしてるとは思いますけれども、住民の期待は一日も早く、なかなか買物に行つて物を買う簡単なものでありませんけれども、住民は、役所の行政の関係が、こうやって日夜、毎日とは言いませんけれども、日夜頑張つていただいていると。私が先ほど言うたように、目に見えた行政の日々行っていることを十分に私は目の当たりにしての住民の声ではないかなと、このように思っております。また、8号バイパス整備事業も控えておるといふようなこと、これはもう長期的な整備事業でありますので、これはもう十分に今後の愛荘町にとっても、もちろんこの8号バイパスは非常に大事な工事にも関わってくるかと。これはもう何十年先に、私は貫通に至るまでは恐らく10年や15年以上はかかるだろうと、このように思っております。そういった中で、この道路は非常にそこへたどり着くまでの大事な路線でありますので、十分にそこらを考えていただけてやっていただきたいなど。地域のニーズに合った気持ちを酌んでいただけてやっていただきたいなど、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいなど、このように思っております。

そこで次に行きます。3点目です。令和3年より更に交通量が増えていると思うが、地元自治会からの聞き取り等はされているのかお伺いいたします。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 令和3年に比べ、同路線での交通量が増えていることは把握しております。そのため、早期に待避所の設置が必要と考え、昨年度に地権者並びに土地耕作者へ伺い、用地の協力をお願いしました。しかし、待避所の設置により交通量が増え、農作業に支障を及ぼすことなどを理由に御理解が得られませんでした。また、今年度には地元自治会へも協議に伺い、待避所設置工事への協力を求めましたが、通行車両が増えることにより、沿線農地で耕作者が作業する際に支障が出ることや、それにより通行車両と交通トラブルが増加することなどの理由により、地元自治会からも了承を頂けませんでした。

また、地元自治会からは、新たに同路線で通行車両と農業従事者の利便性を考慮した改修について強く要望を頂いたため、当初計画から見直しを行い、現在、同じ路線沿いの事業効果が発揮しやすい場所での設置を検討しております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほどは答弁の中で、十分に努力をしておると、また地元へ行ってもなかなか理解が得られないというようなことも、ありのままの答弁かなと私は思っております。しかし、行政は、私の言いたいのは、なんぼ難しいことでも、私たちの議員だけ、議員でたとえ言いますと、どうやねと、この道路だけやなしに、言う、うまく逃れることは上手やな。上手ですよ。それもええだろう。その場限りの逃れもいいだろう。しかし、住民の私の聞いている範囲は、理解もしていただいている住民もおるということだけは忘れないでほしい。また、そういう方々から横の連携も取っていただきながら十分に理解を求めていくのは、私はプロであるあなた方らの仕事でないかなということでもあります。ひとつ、その点もよろしくお願いをしたいと思います。

それから、同路線の通行車両も多いと、非常にもう最近、私は以前に半日だったかな、ちょっと今、記憶にあるのは約60台の車両が、上下ですよ、行き来しておったというのは、私がおもその場所に立って十分に調べさせていただいた。これも一般質問の中で私は言うたと思いますが、それからこちら、相当な私は車両も増えておると。今日も朝少し早いめに出、あの路線の四つ角でありますけど、その角に止めて見ておると、約10台足らずが通ったと。それはほんで非常に大事な道路やなということだけは私も、地域の皆さん方のやっぱり求めていることが本当だなというように直感を今日もしてきたというようなことでもありますので、今後についても、先

ほど言うたように、十分なそこらのところを鑑みいただきまして進めていっていただきたいと、これを切にお願いをしておきたいと思います。

それから4点目、今後の方向性、見通しについて、担当課として今日までの歩みもあったと思いますけれども、詳しくお示しを頂きたいなど、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 町道栗田市線の整備に係る今後の方向性、見通しについては、先ほども申し上げましたとおり、当初計画しておりました場所での待避所設置ができない状況となっております。そのため、設置する場所を変えての不動産鑑定業務を早期に発注し、その後に用地交渉を経て、土地売買の契約締結に至り次第、工事を発注します。次年度においても同様の手続や業務の発注を行い、順次3か所の待避所を設置に向けて、引き続き事業の推進を図ってまいります。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど課長が申されたように、非常に努力はしていただいているなど、こういう認識を持たせていただきました。この努力が、今後もこの答弁にあるように、引き続き十分な努力の上の努力、この路線だけ私が言うてるんではありませんけれども、ほかにもたくさんあるだろう。その中の片隅に置いていただいても、ああ目に見えるように進んでるなというようなことが、今日や明日とかそんな意味を言うてるんではありません。そういうようなことで頑張ってやっていただきたいと、切にその点をお願いいたしまして、これにつきましての質問を終わりたいと思います。

それから、本町の介在農地における現状についての質問をいたしたいと思います。御承知のように、介在農地とは農地転用許可を受けたが実際には転用をしておらず、農地のままの状態にある土地のことです。農地法の規定により、宅地転用の許可を受けた農地は一般農地としての制約がなくなり宅地としての判断されることから、宅地並みの評価がされているとお聞きしております。本来、転用を申請する場合は、当然目的があるからこそするもので、様々な理由はあるかもしれませんが、2年も3年も雑草地として放置されている土地が見受けられます。このような状態を継続することは、周辺に対する環境や衛生的にも影響を及ぼすのではないかと懸念をいたしております。私は、平成12年、今から約20年ぐらいになるかな、一般質問でもこの

ことは強く取り上げております。そこで、担当課長にお聞きをいたします。

まず1点目、町内に介在農地が何件あるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 町内において介在農地の件数は18件あり、筆数にして30筆であります。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） まず2点目に入ります前に、今ほど介在農地の件数は18件ということで、30筆になると。これが、2点目に入らせていただきます。これは理解します。

放置してある介在農地に対し、転用許可の取消しも含め、どのような指導をしているのかをお尋ねします。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 農業委員会は、農地の公的管理主体として、優良農地の確保と有効利用を図っていくことが求められていることから、毎年、農地パトロールを実施し、農地転用許可後の進捗状況について確認を行っています。

農地パトロールにより確認しました農地転用許可後の進捗状況につきましては、農業委員や各地域の農地利用最適化推進委員と連携し、申請に基づく速やかな転用行為を促しているところです。

農地法の許可は行政処分であることから、申請者の取下げや撤回による取消しはできません。また、農業委員会としても取消しをすることはできないとされています。

今後、農業委員会と連携し、介在農地の解消に向け、申請者に対し文書等によるさらなる指導をしてまいりたいと思います。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。農業委員会、各地域の農地利用最適推進委員ですね、この方らとも連携は取っておるというのはもちろんのことであろうかと思えます。しかし、行政処分あることから、申請者の取下げが撤回による取消しはできないと、それとまあ少々違反しててもええということやな。取消しができないのであれば。そういうふうにとられてもしやあないわな。だから、先ほどの18件なり、30筆なりがあるわけでありませう。この方ら、この方からと言うて何ですけど、こういう方々には、取消しはできないけれども、徐々に増やしていく、そういうのは見

で見んふりをされているように私は聞いております。それでも、行政機関、また農業委員会、推進委員並びに、取消しなり処分はできないので文書等で相手に発送すると。ほいで、先ほど何遍も言うように、それは頂いても、頂きっ放しで、少々の違反というかしてても、私は取消しなり何なりはできないと。ほいで、違反者がおっても、十分に認識はしてるわけですよ、認識は。ほやろ。あなた、うんというて言うてくれる、ほんで私合うたあると思うねや。ほたら、勝手という言い方おかしいですけど、そういうことでもまかり通るんであれば、愛荘町は無指定地域や、御存じのように。線引きがもうできへんねや、今現在。するところ、するにもでけん、無指定地域になってもて、愛知川町自分から、愛荘町、秦荘町。ほいでも、今言われるように、転用をどんどんどんどんどんどんどんと無許可で増やしているところもありますやろ。そやろ。そんなんどうしてはんねな。真面目に税金も納め、真面目に仕事にも励んでいられる方々らのこと、あなた方ひとつも思うてへんねやな、担当課。隣に政策監もいてるだろうと思うけど、パトロールは恐らく政策監も何回ぐらいは行っているだろう、私はそういう認識を持ってんねけど、こういう悪質同様のやり方でも目をつぶってやってもいいのか悪いのか、それをまずお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 今ほど御質問いただいた件に関しましては、やはり農地転用とかの許可を受けた土地に関しましては取消し等ができないということもあるんですが、まずは目的を持って農地転用等をされているということが大前提であります。そういった中で、許可が下りた後は速やかにまず目的を達成していただくということが第一前提であろうというふうに思っております。ただ、今現状で18件ということで過去からの件数があるわけですけども、そういった部分が決して許されるものではないというふうに認識しております。そういったことも踏まえまして、今後につきましても、所有者の方と繰り返し対面するなり、いろんな手だていうか、例えばですけど文書を出したりとか、いろんなことをしながら解消に向けていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど課長が言われたように、十分に認識はしておると、そういう中でも、言うても文書で発送しても聞いてくれない利用者がおるのかいないのか、これをお尋ねいたします。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 介在農地に関しまして、過去の経緯等を調べさせていただくと、文書等については発送できていないというのが現実でございました。先ほども答弁で申し上げさせてもらったように、現状の中でパトロール等で気づいた点とか、過去からある点につきましては所有者さんに口頭でのお示しをするというようなことがございましたけども、そういった形の文書という部分は発送できておりませんでしたので、今後についてはまず発送をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（森野 隆君） 1 2 番、竹中秀夫君。

○1 2 番（竹中秀夫君） 再質問を行います。課長、なかなか素直やね。いや、それが本当や。ありのままを言うていただいたら、私も理解をするところはいたします。

1 点、課長も御存じやと思いますけど、私事でありますけれども、私もある土地を買収させていただいたら、もう何年も前の話ですよ。宅地やと思うてたんですわ。そうしたところが無断で埋め立てたんやわ、それはあなた方の課で。もし、竹中さん、私、白やと、転用やから白とかよ、いろいろそういうものの言い方がありますがけれども、言ったらあっこは農地ですなと、ええーっちゅうようなもんや。ほんで、この今年度の6月までは受付をいたしますので、それから8月には農業委員にかけると、全体ですよ。それはもうほんで私も理解させてもうた。いかんことはいかん。私は、こんなことを公表せんでもええねやけど、私が勉強不足であったなと自分ながら思うとってようやく8月に申請の許可が下ろしていただいた。これはありがたいと思っております。まともに出すんやから下ろしていただいた。ほんで、そういうふうなふうに、今まで介在についても不法な方々らは、やっぱり理解を求めていくのがあなた方ら、私は、端にとっても十分な私は理解度を持ってもらえるだろうと、こういうような確信を持っておりますので、その点を十分に今後についても頑張っていたきたいなと、このように思っております。

次に行きます。3 点目、それらの土地の評価は宅地評価なのか、減免されているのか、またその根拠についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 税務課長。

○税務課長（藤澤雅史君） 固定資産税に係る土地の評価額は、原則、毎年1月1日を基準日としまして、それぞれの土地における現況及び利用目的に応じて算出してお

ります。宅地への農地転用許可を受けた土地につきましてもこの原則にのっとり評価額を算出しており、介在農地に係る減免制度はございません。

また、農地転用後、土地の現況に何ら変化がなく、引き続き農地のままの状態にある土地につきましても、既に宅地としての潜在的要素を備えていると考えられることから、総務省固定資産評価基準第1章第2節ただし書に基づきまして、宅地の評価額を基準として、転用に通常必要な造成費に相当する額を控除しまして評価額を算出しております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど税務課長さんが申されたように、なかなか税金については難しいというふうには私は受け止めました。それというのは、先ほどから言うように、無断になった宅地で、これは無断ですよ。使うてても税金かけられんわな。かかんのかいな、無断で埋めたある土地でも。農地は農地しかかからんやろう。違うの、そうやろう。そこらはあなた方が目をつぶってるということやんか。ほんで私は、決して税務課のやってるのが悪いとか言いません。言いませんけれども、先ほどから言うように、農業委員なりいろんな方々らが月に1回開いておりますわな。そこでも指摘が出ておってもほったらかしというのがあって、それに税金を加算してできることもありません。これは私はようよう分かっております。ほんで、そこで転用に通常必要な造成費に相当する額を控除し評価額を算出しておりました、このように答弁いただいておりますねわ。それはもう私は十分に理解はさせてもらいますけれども、それに相反することも多々あるということは、税務課が、まずあなた方らが土地の評価なり何なりの算出を、1月1日やろ、その時点で、先ほどからあなたの課には直接関係はないとしながらでも、無断にそういうように放置してみたりするのは全然分からんやろ。分かってて税金かけてへんのかいな、そうでないやろう。分かってたら、指摘なり何なりせんならんわな。そういうことを十分に今後についても、やっぱり横の連携が大事やと私は思いますので、その点も併せてお願いをしておきたいと思えますわ。

それでは、次に行きます。

4点目として、転用許可後も引き続き農地として利用されている場合は指導はどのようにしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 農地法関係事務処理要領では、農地転用許可権者は速やかに事業計画どおり事業を行うべき旨を指導することとされています。先ほどお答えしましたとおり、農地パトロール等による確認後、農業委員会や各地域の農地利用最適化推進委員から口頭による速やかな転用行為について指導させていただいているところでございます。

しかし、現在もなお様々な理由により放置されていることから、引き続き農業委員や農地利用最適化推進委員、また関係課と連携を図りながら、転用行為が完了するまで適切な管理を促すなど、文書等による指導も含め徹底した指導を実施してまいりたいと思っております。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 竹中です。今ほど答弁を頂きましたので、これ以上のことは申し上げませんが、常に愛荘町のまちづくりについて良くなる方法は、あなた方らプロやでな、行政というのは。いや、これは私は分らないのや、これは分らないこともあるだろう。分からなかったら分かる方々がいるはずやで、そういう点も踏まえながら、一層町の発展のために尽くしていただくことを切にお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） これで一般質問を終わります。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩いたします。再開を1時10分からといたします。

休憩 午後0時07分

再開 午後1時10分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名です。下村歴史文化博物館館長より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（森野 隆君） 日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（有村国知君） 提案をさせていただきました人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、秦荘地域3名、愛知川地域3名の6名が法務大臣から委嘱を受けられます。その候補者の推薦につきまして、市町村長は当該市町村の議会の議員の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされています。委員の任期は3年となっており、本年12月31日に任期満了となります1名の人権擁護委員につきまして推薦いたしたく存じますので、議会の意見をお願いするものでございます。

現委員でございます福田俊男氏の住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。

福田俊男氏は、元愛荘町職員で昭和48年に旧愛知川町職員に奉職され、平成25年3月31日に退職をされました。平成25年4月1日からは、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会に入職され、現在、常務理事を務めておられます。

奉職中は町行政の立場から人権問題について深く学習をされており、人権問題にもよく精通され、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備え、社会貢献の精神に基づいて熱意を持って積極的に活動を頂いており、今回4期目の再任委員として推薦をお願いするものでございます。

任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日まででございます。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（森野 隆君） 本件は愛荘町議会申合せ事項第3条人事案件に基づき、質疑、討論を省略しますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略します。

説明がありました人権擁護委員の候補者として福田俊男氏を推薦することについて、適任者であると認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、福田俊男氏は適任者であると町長に回答することに決定しました。

◎報告第6号の上程、報告

○議長（森野 隆君） 日程第3 報告第6号 令和5年度愛荘町財政健全化判断比率等の報告についてを議題にします。

町部局の報告を求めます。

経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） それでは、議案書2ページのほうをお開きください。

報告第6号 令和5年度愛荘町の財政健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、愛荘町の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、愛荘町監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

中段をお願いします。1、健全化判断比率。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、当町令和5年度の決算につきましては黒字でございましたので、比率等は発生しておりません。実質公債費比率5.4%、将来負担比率32.6%でございます。

2、資金不足比率。下水道事業会計においての数値でございます。こちらも黒字の決算のため、比率のほうは発生しておりません。

以上、報告させていただきます。

○議長（森野 隆君） ここで監査委員の報告を求めます。

6番、村田 定君。

○監査委員（村田 定君） 監査委員の村田 定です。

財政健全化審査意見書。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年7月19日に提出のあった令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施しました。その結果、いずれの書類も適正に作成されているものと認めます。

令和6年8月7日。愛荘町長、有村国知様。愛荘町代表監査委員、辻井弘子。愛荘町監査委員、村田 定。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（森野 隆君） これで報告第6号を終わります。

◎議案第47号の上程、説明、質疑

○議長（森野 隆君） 日程第4 議案47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長兼教育振興課長事務取扱（陌間秀介君） それでは、議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明させていただきます。議案書につきましては3ページ、説明資料につきましては1ページから3ページとなります。説明につきましては、説明資料の1ページで説明をさせていただきます。説明資料の1ページを御覧いただきたいと思います。説明資料1ページでございます。

まず改正の理由でございますが、愛知中学校に武道場が新設されたことに伴いまして、愛荘町立学校施設の開放施設として新たに秦荘中学校、柔剣道場及び愛知中学校武道場を追加するため、その管理に係る必要な事項を定めるために条例の一部を改正するものでございます。

改正する要旨でございますが、条例第2条の開放施設の種類の(3)柔剣道場、(4)武道場を加えるものでございます。また、別表第11条関係にそれぞれの施設名、時間帯、使用料、照明料を追記するものでございます。

施行期日につきましては、令和6年10月1日からとするものでございます。

説明資料2ページから3ページが新旧対照表となっております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 愛荘町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第5 議案第48号 愛荘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 議案書の4ページをお開きください。

議案第48号 愛荘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、以上の議案を提出するものでございます。

それでは、議案説明資料の4ページをお願いいたします。

改正の理由でございます。国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、同基準の規定を参酌して定めている愛荘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、国の同基準と同様に改正を行うものでございます。

改正する条例の趣旨でございます。施設の重要事項の書面掲示の義務づけの見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする。また、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法により、一定の事項を確実に記録しておくことができるものについて、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に定め文言の適正化を図るものでございます。

施行期日については、公布日から施行するものです。

5ページ、6ページは新旧対照表となっております。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することについて賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第48号 愛荘町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第6 議案第49号 損害賠償の額を定めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。議案書5ページでございます。

議案第49号 損害賠償の額を定めることについて。

上記の議案を提出するものでございます。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

1、相手方。住所、氏名は記載のとおりでございます。

2、事故の概要。令和5年10月29日日曜日19時頃、歩道横の排水路に誤って転落され、腰を強打し骨折されたものです。

3、損害賠償金。28万9,143円でございます。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第49号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第7 議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務政策監。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） 議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,658万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億741万6,000円とさせていただくものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは御説明をさせていただきます。2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入からでございます。

10 款地方交付税 1 項地方交付税、補正予算額が 1 億 3 4 0 万 1, 0 0 0 円の追加。
その下の段でございます。14 款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正予算額が 8, 9 0
6 万 9, 0 0 0 円の追加。

その下、2 款国庫補助金で 2 9 6 万 2, 0 0 0 円の追加。

その下、15 款県支出金 1 項県負担金でございます。補正予算額が 1, 3 4 0 万 6,
0 0 0 円の追加。2 項県補助金 4 9 0 万 3, 0 0 0 円の追加。3 項委託金 2 万 4, 0 0
0 円の追加。

その下、18 款で繰入金でございます。2 項基金繰入金で 7, 6 2 6 万 7, 0 0 0 円
のこれは減額となっております。

19 款繰越金 1 項繰越金で予算額が 8, 8 1 7 万 8, 0 0 0 円の追加。

20 款諸収入で、5 款雑入で 9 2 万 2, 0 0 0 円の減額。

その下、21 款町債 1 項町債 1 8 3 万 2, 0 0 0 円の追加となっておりまして、歳
入合計で 2 億 2, 6 5 8 万 6, 0 0 0 円の追加とさせていただきます。

次、3 ページをお願いいたします。

歳出で一番上から、1 款議会費 1 項議会費で、補正予算額が 1 4 万 2, 0 0 0 円の追
加。

その下、2 款総務費 1 項総務管理費で 1, 1 8 6 万 8, 0 0 0 円の追加。3 項戸籍住
民基本台帳費で 8 6 万 8, 0 0 0 円の追加。

その下、3 款民生費 1 項社会福祉費 6, 4 6 6 万 9, 0 0 0 円の追加。その下、2 項
児童福祉費で 1 億 2, 4 3 6 万 9, 0 0 0 円の追加。

その下、4 款衛生費 1 項保健衛生費で 9 2 万 8, 0 0 0 円の追加。

6 款農林水産業費 1 項農業費 3 4 9 万 1, 0 0 0 円の追加。

7 款商工費 1 項も同じく補正額が 4 7 万円の追加。

次、8 款で土木費 1 項土木管理費 2 9 万 5, 0 0 0 円の追加。その下、2 項道路橋梁
費で 2 0 0 万 8, 0 0 0 円の追加。3 項河川費で 8 5 0 万 3, 0 0 0 円の追加。

10 款教育費 1 項教育総務費で 4 1 3 万 4, 0 0 0 円の追加。2 項小学校費で 1 1 3
万 3, 0 0 0 円の追加。

次、4 ページをお願いいたします。

上段から、3 項に引き続いて中学校費で 6 4 万 3, 0 0 0 円の追加。4 項幼稚園費で
1 4 万 6, 0 0 0 円の追加。5 項社会教育費で 2 0 3 万 5, 0 0 0 円の追加。6 項で保

健体育費 88万4,000の追加。歳入歳出ともでございますけれども、2億2,658万6,000円の追加とさせていただきます。

次、5ページにつきましては、第2表の地方債の補正となっております。1、変更。起債の目的については臨時財政対策債となっております。補正前の限度額が2,200万を、補正後については2,383万2,000円ということで、183万2,000円の増となっております。合計につきましては御覧のとおりで、あと起債の方法、利率償還の方法については変更はございません。

あと、ページでいきますと22、23、24ページにつきましては給与費明細書となっております。

以上、御説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 6番、村田です。13ページの10款福祉センター費の、これはけんこうプールの改修工事になると思うんですけど、これにつきまして質問をいたします。これは全協でも、また委員会でも説明されましたが、公共施設の個別の施設計画では、長寿命化ということで、2025年度に3億5,000万円の計画が出ておりましたが、非常に財政難ということもあって厳しいということでの説明がありまして、その代替として示されました。それは来年の3月までは現状どおりなんですけど、それ以後につきまして夏季だけのプールということで、チラーを1基増設をして、それはシャワー用にするということでの説明がありました。そのように、このけんこうプールは町民の健康づくり施設として住民ニーズを把握しながら今後の運営については検討していくということでの施設計画に載っております。そういった中で、やはりこういう2002年に建設されていますので22年たつわけですけども、全てがやっぱり過去、現在、未来とあると思うんですけども、やはりこれが1基のチラーでその未来がつくれるのか。22年の過去については、非常に立派な施設として評価され、多くの利用者があったと聞いておりますが、それで果たして対応できるのか。また、そういうふうにされた理由、そこらのところをもう一度確認したいと思います。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。大きな施設のお話ですので、ちょっと丁寧に説明のほうをさせていただきたいと思います。ラポール秦荘けんこうプ

ールにつきましては、先ほど議員のほうからもありましたとおり、個別施設計画では長寿命化の方向性で令和7年度に3億5,000万円を見込んで修繕の予定をまずしておりました。ところが、財政状況等を鑑みまして、最少の経費で最大の効果を上げる方向にかじを取り直すことで全員協議会等で説明をさせていただき、御協議いただきました経緯がございます。

その中で、シャワーのチラー更新による夏季のみのプールの運営、またジムスタジオのドライゾーンの充実を提案してまいりました。まちの健康づくりの拠点はどこかということ考えたときに、ラポール秦荘一带の福祉ゾーンは、その役割をまちのどの施設よりも担っているものと思っております。特にけんこうプールにつきましては、20年余りの歴史の中で人気のウォータースライダーや充実したウォーキングコース、芯から体を癒やすジャグジーなど、町内外の皆さんの子供から高齢者まであらゆる世代の方々に御利用いただき、愛荘町で過ごした印象に残る場面を健康づくりとともに提供してまいりました。性別や年齢に関係なく、それぞれの方々がそれぞれのやり方で好きな時間に健康づくりを楽しめ交流もできる、これほどの施設はほかにはなく、まだまだ福祉のまちづくりの可能性を秘めた施設であるというふうに思っております。

今回の4,950万円もの補正予算を無駄にすることなく、まちの健康づくりの拠点ということを再認識させていただきまして、指定管理者と伴走型で企画提案し発信することも意識していきたいというふうに思っております。費用対効果につきましては、利用者の増という視点だけではなく、その満足度と健康意識の向上、愛荘町を知っていただくためにどれだけ貢献するかなど多方面にわたるものと考えており、町立20周年記念企画とのコラボなども提案できればというふうに思っております。

令和7年度からは、夏季のみプールを運営させていただきますが、短期間で濃縮された取組を指定管理者と提案していきたいというふうに思います。また、年間通して行いますドライゾーンにつきましては、充実を図りまして、指定管理者の提案を求める部分であるため、現段階でお答えしにくいところがございますが、部屋のキャパ等によりまして施設内事業では参加者のある程度上限が決まってしまう、それ以上増やせられないという状況も出てきます。けんこうプールをまちの健康発信拠点と考え、屋外での事業展開も有効な取組の1つというふうに考えております。施設の可能性を広げていきたいというふうに思っておりますので、これからも御支援のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） 6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 夏季だけの期間のオープンということで、プールは年間通してやらないということなんですが、現状、利用していただいている方にきちっと説明をして理解を頂く、また新しい町民さんの、また利用者の方の増ということをしていかなければならないと思うんですけども、来年度、指定者管理をまたされると思うんですけども、そこらの夏季だけになるプールに対して指定者管理者が本当にあるのか、そこらも心配な部分もでございます。イトマンスクールなんかに行ってる人に聞きますと、夏冬を通じて年間の水温が30度を維持しているというふうなことを言われてますが、夏季だけの期間というのはいつからいつまでなのか、また常温ということをおっしゃいますが、夏季だけの常温とは何度を示すのかを教えてくださいたいと思います。

それと、先ほどお話もありました費用対効果をしっかり伴走型で出していくということでございますが、まだまだ町民に対する啓発はしていかなければなりませんし、1人でも多くの町民の皆様にこの利用をしていただくということが、健康づくり施設としての使命だと思います。そういったことが、私、先ほど申しましたけども、未来をつくっていくのではないかなということでございます。5,000万をかけて新規にやるわけでございますから、非常に貴重な財源でございます。そこらをしっかりと受け止めていただいております。答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。夏季プールの期間につきましては、現在、指定管理者の募集をしております、指定管理者の提案を基本とした期間というふうに考えておりますが、福祉課としての思いといたしましては、一般利用がいつできるかというのは明確に皆さんに周知する必要があるというふうに考えておりますので、一般利用につきましては7月から9月を考えております。6月もプールを使えるような状況も考えられますので、6月につきましては指定管理者の自主事業としてプール教室の集中講座を行うなど、様々な事業を指定管理者の提案のもとでやる期間というふうに考えております。

また、常温についての考え方ですが、現在の指定管理者のほうに話を聞いておりますと、夏季の水温は基本的には28度で運用してるということになります。28度が

常温プールに入れるような温度というようにお話で聞いておりますが、今年度は猛暑が続いておりましたので、28度設定をする必要なくもう30度ぐらいの温度に上がっているということです。今年のような夏場の季節が続くと、常温につきましては30度程度になるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほかに。

9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 概要の9ページ、概要のほう詳しく書いてますので、こちらで質問させていただきます。ほんで、このひょう被害の話ですけど、これ請求して出していただくのは大変うれしいけれども、そのアンバラがあったり不平等があれば私は、町民の方々、農家の方々が不平不満が出てくるかもわからないので、その点を少しお聞き、質問しますので、全部で4点ぐらいあります。

このひょう被害は、自然災害に位置するものであると私は思うんです。それで、この自然災害とするならば、なぜ農業の部門だけにこの助成をするのか、ほかの建物でもいろんなものでも同じではないかと、その考え方を教えてください。

2点目に、これの助成の対象が、保険料の一部を助成するになってます。なぜ保険料にしたかと、それも考え方を教えてください。

そして3点目、この作物の保険いろいろあります。収入保険、これは農家の野菜とか稲とか麦、大豆を含めての収入に対する保険なんです。この収入保険は多くの方が入っておられます。と聞いてます、一人一人聞いてないから。それ以外に水稲だけの保険に入っておられる方もあります。その中にはいろいろ基準があって、1反8万円の保険、9万円の保険とかいうのに入っております。そして、麦は麦でまた保険があります。そして、大豆は大豆で同じようにいろんな基準があるんですが、保険としては対象になってます。収入保険に入っておられる方はほかのやつに入れないと、ダブルではね。そんなことがあるんですけど、なぜ同じ保険に入っておられるのに収入保険だけの対象にしたのか、それも考え方を教えてください。

それと、この300万円の補正金額、これなぜ今の時期で上程しやな駄目だったのか。収入保険とかそういうようなものについては、まだ保険の対象期間中なんですよ。だから、それも同じように考え方を教えてください。

以上です。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） ありがとうございます。4点ほど御質問いただきましたので、順次、御説明のほうさせていただきたいというふうに思っております。

まず1点目ですけれども、自然災害の中で農業だけなぜやるというような御質問だったかというふうに思います。まず私のほうが管轄しているのは農林振興課のほうで、農業のほうを担当しております。その中で、今回4月の16日に降ひょう被害があり、町内で特に大きくは麦のほうの被害が大きかったというふうになったような状況でございます。そういった中で、作物に対しての助成ということをなかなかするのは難しいというふうに思っております。その中でですけれども、次の質問等にも関わるかもしれないけれども、令和4年、令和5年ということで交付金を活用してではございますけれども、収入保険の促進加入ということで、農業災害とか、例えば経営している方に何らかの事故等があった場合とか、いろんな保障を踏まえた中で収入保険制度に対する促進加入をさせてきていただいたところでございます。そういった中で、農林振興課としましては、まず農業所得と物価高騰とかいろんな不安定な状況等もございましたので、自然災害だけということではなく、収入の保障という部分で収入保険の加入を進めていきたいという部分で上げさせていただいたものでございます。

2点目でございますけれども、保険料の一部を対象にしているのかという部分に関しましては、いろんな、先ほども外川議員おっしゃられたように、麦とか米とか、作物に対する補償というものに関しては農業共済さんのほうで行われているものもございますが、現在は収入保険制度というものを共済さんも推進をされているというような状況もございますので、収入保険に対して入っておられる、収入保険に加入されている方全て、保険料全てということではなくて、これにつきましても令和4年、5年に準じて同じような状況で一部を補填することによって、収入保険の促進加入も進めていきたいというふうに思っているところでございます。

1点目、2点目とちょっと重なる部分でございますけれども、収入保険は、先ほどもおっしゃられたように、米、麦、野菜等全てのものを対象にするような事業となっているものでございます。ただ、それ以外についても、先ほど申し上げましたように、経営者の事故とか病気とかいろんなものが含まれた中で、収入全体に対して過去5年分の計算にはなると思うんですが、そういった部分を踏まえた中で、あくまでも収入に対する補償という部分で事業のほうされているものもございますので、そういった形

で収入保険のほうの促進をさせていただくものでございます。

あと4点目でございますけども、300万円の今の予算に関して今、計上しているのかという部分につきましては、あくまでもこの事業に関して計上させていただいているのは、今現状の9月で計上させていただいてるんですけども、保険の対象になってくるのは令和7年1月からの対象になってくる保険料の一部補填ということで考えております。今、あげさせていただいているのは、共済のほうとかにも確認してるんですけども、来年度の令和7年以降の収入保険の促進とかいう部分を踏まえると、今の時期から取りかかっていたらいいような体制づくりをとということで思いまして、今の時期となっているものでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 言っておられることはよく分かります。収入保険の促進、もうメインに置いておられるように、それはJAも多分一緒ですよ。ところが、JAが推進しているから、だったらほかの水稻だけ、麦だけ、大豆だけに加入しておられる人は切り捨てでもいいんかな、農業者。収入保険の入ってある人だけ、推進しやなあかんからその人の分だけをするというんだったら、全体の被害があったにもかかわらず一部の者の分しか助成しようとしてるわけですね。

それともう1点、課長が言わはった今、農業を扱ってると。農業を扱ってるから、ひょう被害があつて、その分の農業に関するところを精査したらこういうようなことになりましたよと。そしたら、私が一番最初に言うた、ひょう被害があつたほかの分野のほうはほっとくんですか。これはそのアンバラをつくったら不平不満が大概出てくると思う。それは何でかという、僕さっきもと言われましたけど、古い話好きやねん。以前に農業の米が暴落した、そのときに補填されましたね。1反につき幾らやったかな、1,000円やったかな。その対象となるのは、農協へ米を納めておられる方、そして縁故米でない方が対象になった。そしたら、種子やらそなんんしてはる農家の人はどうなんねやいうたときには、そのときは回答はなかった。そのまんまその縁故米、元に戻りますけど、縁故米1つにとっても大きい認定農業者、そして集落営農をやっておられる方、ああいうようなところで業務をしておられる方は、直接農協へ払うより自分が開拓して払いに行ったほうが収入がようけ入る。それも販売の1つ。そういうなんは、農協へ出した分以外は、農協へ出さなかったもんについては縁故米の位置づけで整理されてしまった。そういうふうだね。そして、その農家の方が多分

誰かに文句言いはったと思う。言ってきますわいうて、私に言いに来はった。だから今、収入保険だけをかけておられる方を対象にする、ほかの保険はしませんよというのやったら、これまた同じようなことを、数年前と同じようなことを今しようとしてるんです。課長、今、そういう話をさせていただきましたけど、政策監も同じような考え方ですか。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 基本的には課長と同様の考えでございます。今回4月の16日に発生をしましてひょう被害に端を発しまして、いろいろな方々とお話もさせていただく機会がございました。その中で特に麦の被害がひどかったというようなこと、農業のいろいろな現状等も聞かせさせていただいております、そういったところを総合的に判断をさせていただいて、収入保険というようなことに至ったわけでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） そしたら、支給、助成する農家の方、助成しない農家の人ができてもいいということですか。政策監にお聞きしますわ。

○議長（森野 隆君） 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 収入保険というような制度でございまして、何かありましたらその保険でというようなところで、それに備えて入っていただく収入保険に対しての補填ということの考え方でございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 質問したことはそんなことではなかったでしょう。ちゃんと答えてくださいよ。

○議長（森野 隆君） 差があってもいいのかということですよ、農業は。
産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 今、計上させていただく分につきましては、これからお入りいただく分の補助というようなことでございます。それに備えて入っていただくというようなところに対しての補助ということでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 何回も同じことを言わせないでください。私は差がつくん違

いますかと聞いてるんよ。あなたは、今の言葉は、来年度から付ける分にどうしようかという話をただけ違いますの。

○議長（森野 隆君） もう一度説明を、詳しいこのシステムの説明をしてください。
産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱（北川三津夫君） 収入保険の詳しい説明というようにございます。今、見させていただく部分につきましては、本年の募集は冬までぐらいの共済の募集がございまして、その共済に入っていた方が次の1月からの農業の収入に対しまして、何か有事があった際に補助をさせていただくというようなものでございます。

○議長（森野 隆君） 9番、外川善正君。

○9番（外川善正君） 何ぼ言うても、分かってもえへんと思う。ほんで、収入保険というのはよう分かりますよ。水稻とか麦とか大豆とか野菜類、いろんなもんを入れて農業所得として確定申告するときの額を対象にしてんねん。こういう方だけを対象に保険をしようとしてるんやろ。これ、ほんでもう1つ前に質問した差をつけてんの違うかと、みんな同じようにしやなあかんの違うんかと言うてんねん。そこが分かってもえへんのはもう仕方がないな。ほんで、そしたら来年度の保険のために今年度担保するいうのでしたら、来年度のひょうが降るとかいろんな災害を対象にして、そしてその事象が発生した年度内、つまり確定申告が行われる3月の15日までに、今年度はやって、総合的に勘案して7年度のやつを3月の末までに払いましょうというんやったら大体分かりますわ。そやけど、来年のリスクやらそういうなんを今から考えて、何で今の時期に300万の金を確保しやなあかんの。事象というのは、なってからでいいんでしょ。そしたら、あなたが言うように、前もってするのやったら何もかんもそうしてしてくださいよ。この農業の保険にかかわらず、備品に対するやつ、修理に対するやつ、全部見越して補正予算で上げてこないと駄目でしょう。話が通らないでしょう。だから私は、本来3回やけど質問は、もう説明があまりなかったさかい、こういう細かいところまで。議長にお願いしてちょっと回数を増やしてくださいねと言ってお願いして、だからね、もうこれ以上は質問しませんわ。この考えは私はおかしいと思う。

○議長（森野 隆君） ほか、質疑。

1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 補正予算の件なので、ちょっとまたあえてさせてもらいます。11ページのほうで、庁舎等リニューアル工事の監理業務の費用についてですけれども、レターボックスのほうに内容はちょっと書いていただいて理解はしているつもりなんですけれども、非常にちょっと大きなお金になってると僕自身は考えています。落札率がかかっているかいうても、かかっているとしか言いあらへんと思いますけれども、元に戻して落札をかけてあるというふうには僕には捉えられません。今後のこともありますので、言い値になっているというところがあると思いますので、そこはもうちょっと追求いただきたいのと、この182万2,000円というのがマックスであって、ここからもうちょっと話をさせていただけるものと僕は理解をしていますが、そのことについて答弁をお願いしたいのと、あと、ほかの工事見ても、やっぱり仮設をされたところは必ず養生をせなあかんのです。最後の最後になってこの階段のところを養生していただきましたが、それまでは何の養生もできてない。作業員が土足で上がっている、足跡は付いてる、壁は汚い、大きなお金をかけた仮設の窓からのことはあんまり使わず、こっちはオープンになっている。エレベーターは養生もせんと傷だらけ、こんなんでも満額の監理費を出すということ自体が全体的な工事としてどうかなというふうに思っておりますので、そこについて今後注意していただきたいと思いますので、それについてちょっと答弁いただきたいのと、あと2つありますので一遍に言ってしまう。このけんこうプールの件に関しましてですけれども、非常に残念がっておられる方もおられます。今後、先は閉めていかれるということとは聞いておるんですけれども、この7月、8月の利用者はどの程度やったのかちょっとお聞きしたいのと、今後の体制としてどのようにして利用者を増やしていかれる、何か玄関の戸を開けておくだけではあかんと思うんです。何か事業であったり、何かしていかなあかんと思いますので、その辺のことをお聞かせ願いたいと思います。

最後に建設下水道課さんにお聞きしたいんですけれども、18ページのほうで土木費、河川総務費とか工事費とあるんですけれども、豊満地先のあの辺の長いことポストコーンで放ってある崩れかけた河川のほうの補正とかいうんは入ってあるのか、ちょっとその辺をお聞かせください。

以上です。

○議長（森野 隆君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（田中孝幸君） 久保田議員のまず最初の1点目の庁舎のリニューアル

ル工事に関しまして御答弁させていただきます。

久保田議員おっしゃられるように、今回、監理業務のほうの追加補正のほうを上程させていただきました。あの案件につきましては、大きなもの3点について、昨日レターケースに入れさせていただいた内容でございます。御確認いただいていると思うんですけども、議員おっしゃられるように、ここの中の部分で当初から十分精査ができていなかったという部分を、必要であるということで訂正させていただいている部分でございます。議員おっしゃられるように、今回の部分のまず金額につきましては、業者からの見積りの中に一旦請負率はかけさせていただいておりますが、その部分の中のほうの精査につきましては全員協議会でもお話しさせていただいたように、最終の契約の段階で最終の精査した額で契約させていただくという段取りをしておりますので、まずその辺を御承知おきいただきたいということが1点。

そしてまた、仮設の部分につきまして御指摘いただきました。本当に今回、我々のほうとしましても、南側は養生はちょっとしてあったんですけども、実際エレベーター使われる部分についても養生がされないまま、あとの掃除だけという部分もありました。その辺の部分、管理者の部分とまた請負業者様のほうと、週に1回工程会議はしてるんですけども、その中で十分そういう部分が詰められていないという部分があったという部分は反省点でございますし、また手直しの部分のほうもしっかり確認させていただきます。

今後につきましては、また秦荘庁舎のほうに工事が移っていきますので、その辺十分注意して工事進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。申し訳ございませんが、入場者数につきましては、資料を今持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

あと、プール、今後どのように活用していくか、どのように客を呼び込むかという部分につきましては、現在、回数券というものを発行しておりませんので、過去に発行していた経緯がございます。その辺りも工夫して回数券の復帰についてもちょっと考えているところがございますのと、あと先ほどもお話しさせていただきましたが、来年が愛荘町の20周年記念になります。ちょうど、町のほうでもそのプロジェクトチームのほうを立ち上げておりまして、私もその一員になっております。プールで20周年記念と何かコラボのできるような事業を指定管理者とともに考えていながら、

年間を通じてプールの利用者、またドライゾーンの利用者が増えるような工夫をしていきたいというふうに考えております。

今、先ほども申しましたが、指定管理の募集中ですので、あまりちょっとこちらからアイデアをどんどん言っていくというのもあまり良くないかなというところもございいますので、この辺りで答弁とさせていただきます。

○議長（森野 隆君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（羽田順行君） 水路の補修の件で御質問いただきました。ありがとうございます。全協のほうでも久保田議員のほうから、コーンで囲っているという御指摘いただきました。なかなかちょっと目に見えた形で進んでいないというふうに思われているかと思いますが、今現在その部分に関しましては、どういった施工をしたらいいかというところで、一定、委託業務のほうを発注しまして、用水でもございいますので、それなりなやはり流量も流れてくるということと、あとあの沿線で大型機械のリースをされてるそういったところの出入口にもつながっていますので、その出入りというか、大型車が通られるということも含めて、どういった道路構造にしていくのかということも含めて、委託業務の中で今、調査をしております。そういったところがはっきりとした中で、また早期に次は工事のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、水路の補修というお話ではありますが、道路の維持補修という形で、うちのほうとしましては緊急的な予算等もございいますので、そうしたところでまた早期に工事発注を行いまして補修のほうをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森野 隆君） 1番、久保田正利君。

○1番（久保田正利君） 工事に関しましては慎重にお願いしたいなというふうに思っております。プールの件につきましても、前向きにちょっと進めていただくようお願いしたいと思っております。一般質問でも何点かありましたけれども、安全な道路の確保とかいうところについては検討はしていただいているとは思いますが、やっぱり緊急性があるかないかといいますと結構緊急性のあるところかなと思っております。あの周辺は、まだまだ子供さんとかが一番子育て地域として多いところだと思いますので、子供さんたちはなかなかそんなどこが危ないとかいうのは分かりません。逆にああいうのがあるとそこへ近寄っていくんではないかなというふうに考えますので、対応していただいているとは思いますが、早急の対応のほうよろしくお

願いたいと思います。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 収入保険の件なんですけど、決算の概要の185ページ、令和5年度に収入保険のあれ、157万8,800円、予算額300万。どうせまたうまいふうに言い逃れされるんでしょうけど、この実績を見て、この32件、大体5万円ぐらい、1件当たり。それ、これ何で300万円を予算で取られたんか、200万で十分いけそうな気がするんですけどね、これ。去年も300万やで300万上げとけというような予算の付け方なんか、この辺どう考えても200万でいけると思うんですけどね。その辺ちょっとお答えください。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） 昨年度の実績から言いますと32件の実績の数字になってるものでございますけども、新たに加入していただくということも想定させていただいておりますので、そういった部分の促進加入も踏まえて予算計上のほうをさせていただいているところでございます。

○議長（森野 隆君） 4番、澤田源宏君。

○4番（澤田源宏君） 大体、倍ほど来るかな思われてるんですね、もう。そういう考えでいいんですね。普通こんな要らんとするねけど、もう結構です。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） ひょう被害の件でちょっとお伺いします。農業従事者に対してはこの300万というのは、私も喜ばれると思うんで評価させてもらうんですが、最初に見舞金の支給の要請書なるものが出てますよね。そのときの文言には、見舞金として5,000円予算化と書いています。これをなぜこのこういうふうな文言に、説明のほうに変わったのか、その経緯を教えてください。

○議長（森野 隆君） 農林振興課長。

○農林振興課長（阪本 崇君） ありがとうございます。要請のほうでは、作物被害という部分で1反当たり5,000円というような単価で要請のほうを頂きました。うちの内部のほうで検討等もいろいろさせていただきまして、正直なところ農業被害だけの補填といたしますか、補償というものがなかなかできないというのも過去の経緯も

見ながら判断させていただきました。その中で、収入保険制度につきましては、先ほどの答弁でも申し上げさせてもらったように、令和4年、5年ということで、緊急を要するようなどいうか、災害に適したような物価の高騰とかいろんなものを踏まえた収入保険制度というような保険制度になっておりますので、ひょう被害を特化したというものでもないかもしれませんが、そういった中で、収入保険であれば御理解いただけたらなというふうに計上のほうをさせていただいているものでございます。

○議長（森野 隆君） 3番、中川喜代和君。

○3番（中川喜代和君） このひょう被害というのは、結局この間の4月の16でしたっけ、家から車から何から何までなんですよ。一帯がひょうでずっといかれてますので。これだけを特化してするとやっぱり整合性が保たれないんです。そこのところを十分考慮していただいて、もうちょっとこう考えたあれをしてもらわないと、ほんまに不平不満出ます。我々も、それ苦しい立場なんです。農業従事者の方に、それはいいことだと思いますよ。決して反対するわけじゃないんです。いいことなんですけれども、しかし整合性が取れないので、そこのところはこれからちゃんと気つけてやってください。お願いしておきます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。13ページの民生費、款社会福祉費2目の社会福祉施設費の需用費、節山川原の光熱水費89万5,000円の増額なんです。されてるんです。当初予算を担当課に行って、当初予算は見てないんだけど、ちょっと89万5,000円、要するに年度末までに必要であろうという計算式が89万5,000円なんです。ですから、じゃあ当初予算がどうだったと見れば、168万2,000円なんです。ということは50%以上もアップするんです。こんな補正ってあるかなど。しかも光熱水費なんです。確かにしゃべったときに、毎年こういうふうな当初予算の計上がしてるんですというような言い方だったんですよ、そのとき。当初予算の計上が毎年このようにしてると言っている、じゃあ当初予算はどうなってるかで見れば、川久保保愛館が80万7,000円、長塚が101万1,000円、山川原が168万2,000円、当初予算ね。そこへ、今回、補正、後の館がどの程度まだこれから出てくるか言うても、そんな金額が出てこないでしょう。決算書が今、配付されているわけですから、令和5年度の決算書を見たら、川久保は64万9,000

0円、山川原は202万、長塚は93万1,000円ということは、決算書から見て当初予算、決算書実績を見て当初予算を上げてるんですよ、言えね。川久保と長塚は。ならば、当初予算、なぜ山川原は令和5年度の決算が202万。せめて210万、202万でも上げておくべきでは、実績から言うたら上げておくべきではなかったのか。89万5,000円も上げる、令和5年度が202万ですから、ちょっとひどいですよね、光熱費のかかり方が。これの根拠、要因、しっかりと説明していただかなかつたら、89万5,000円って考えられないんでね。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） お答えいたします。

山川原地域総合センターの光熱水費につきましては、昨年12月の補正をお願いしているところでございまして、その額については予算額については240万、実績については今、辰己議員がおっしゃった200万ちょっとというような実績になっております。令和6年度の予算要求につきましては、光熱水費、特に電気代が足りないことは予想されたんですけども、全体的な予算の調整の中で、一応当初予算については約160万ほどを計上させていただいたところでございます。今回につきましては、光熱費につきましては去年で言うと約240万ほどの最終的には予算額を頂いております。それに近いものということで計上させていただいているものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） だから去年の実績が一応補正で240万まで見込額を上げた、予算額を。で、実際は、執行は決算書に載ってるとおりで202万に収まったと言ってるんです。だから同じことやってるんですという話では、事務としておかしいでしょう。あのときもたまたま言ってたけども、要するに本当に今も全ての会館を本当に行政が持たなきゃならないのかどうか、自治を自立してもらおう、自治運営を。そういう時代に入ってるんじゃないのといつて、担当課としゃべっても難しいけども言っていたら、ちょうどある人物が来られてそういう提案をしましたわね。あなた方がもう先頭に切って、そういうふうな地域づくりをしていかないと、いつまでたってもそれが解決しないということをちょっと、うまい具合にタイミングよく入って来られたんでしゃべっていたけども、じゃあそういう計上の仕方でもいいのかということです。あのときも言ってたけども、あまりにも高過ぎる。じゃあ、それやったらこっだけ上げなきゃ、去年と同じように踏襲してるので何も問題ないんじゃないかと、202万

に収まった、その実績知ってるわけで、どうしてもどこまで必要なのかと。じゃああなたはその言うんだったら、実績から言うたら川久保と長塚は上がってるんですよ、当初予算。じゃあ最初から240万もしくは実績が202万なんで220万とかそういう上げ方にはならないの、当初予算の申請は、査定の際に。80万って上げたらびっくりするでしょう、光熱水費が。これはちょっとほんで担当課が上げてくるんだからやってくるけど、経戦のほうに査定が、当初予算とかいう関係も含めたら、経戦のほうで一遍答弁もうたほうがいいのか分からんけども、もう一度この説明を、80万ですよ。

○議長（森野 隆君） 企画政策監。

○企画政策監兼みらい創生課長事務取扱兼給付金・定額減税一体支援事業推進室長事務

取扱（西川傳和君） 本件の予算についてでございますけれども、予算編成につきましては、この編成時期が12月なり10月以降、10月から始まるわけでございますけれども、その段階で参考にする数値というのは令和5年度の数値ではなしに令和4年度の決算額になります。その数値につきましては、事業等の関係で200万以下の予算になっとったわけでございます。もちろんそのシーリング等ありますので、予算に積算する金額というのはそこよりも下がってくるということになります。

もう1つ、その電気代が今年度増えて追加の補正をするという経緯につきましては、令和5年度から夏祭り等の事業を再開したというところで、夏に使用する電力量が上がったというところで、デマンドの数値が上がり、それによって年間の電気代が増えたというところで、令和6年度の通年の電気代に関しましては令和5年度、4年度と比べて非常に金額が増えているというような状況になり、今回補正をさせていただくというものでございます。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） デマンド契約してるから上がったと、確かにちょっと今そういう事案が町内であるのはあるんですよ。でも、今、説明聞いてても、事業が云々と。しかし、あなたが令和4年度を実績に令和6年度の当初予算を計上していると。それで、事業によってこの上がってきたと。去年の令和5年度、4年度もそうだと思うんだけど、こういう低い高熱水費を出していると。要するに、デマンドやから安く上がるだろうとか見てるのかどうか分からないけども、事業費が増えた、この事業費の増えたのを言ってほしい。

副町長には、急に振られてびっくりされると思うけども、結局こういう施設の在り方を本当に検討していかなきゃならないし、関係する住民さんたちに、今の施設のあり様を本当に周辺の町も参考にして協議に入っていく時期に来たのじゃないかと思うんです。このことは、さっきも言ったようにばったり出会ったで、そういう提案はされてるところもあるらしいですが、内部では。だから、そういうされているんだったら、よりそういう施設のあり様というか、地域との関係でちょっと協議に入れたらどうかなど、ちょっと思ったんです。こういう予算の上げ方では非常にこう問題があるんじゃないかというふうに思っているんです。担当課はちょっと具体的にどういう事業が、デマンドが契約が上がったのか、事業が上がったのか、ちょっとはっきりと説明してほしいと思います。

○議長（森野 隆君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤野知之君） 先ほど政策監のほうの説明しましたとおり、夏祭りの事業が令和2年度から令和4年度まではコロナのほうで中止となっております。そのような中、令和5年度から事業のほう、コロナが明けたということで事業のほうらせていただいております、朝から夜までの事業でございますので、暑い時期でもございます。庁内というか、センター内の空調のほうはもうずっと付いたような状態になっておりますので、その関係でデマンドが上がったということで、デマンドについては御承知のとおり、一度上がりますとその電力量によって基本料金が決まってくるので、そういった中で電気代のほうが上がってまいったということでございます。川久保のほうも同じように事業のほうをしておりますけれども、川久保につきましてはずっと以前から施設の方角変わっておりませんが、山川原については改築工事が終わりましたのが平成元年でございます、令和2年度からコロナということで夏祭りのほうができなかったんですが、その中で令和5年度から山川原の夏祭りの復活したというようなことで、デマンド料金が上がったものでございます。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

〔「動議」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 竹中議員。動議が出ましたので。

12番、竹中議員。

○12番（竹中秀夫君） 私は、議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を提出します。

○議長（森野 隆君） 動議の内容を発言してください。

12番、竹中議員。

○12番（竹中秀夫君） 12番竹中です。この動議についての説明をさせていただきます。

本補正予算は、農業団体等が望んでおられるものでないこと、また農業以外に被害を受けられた方に対しては何の措置もなく公平性に欠けるものであると言わざるを得ないと思います。農業振興対策事業の300万円を削除する修正案を提出するものがあります。

以上です。

○議長（森野 隆君） ただいま竹中議員から修正動議が提出されました。賛成の方はおられますか。

〔「動議に賛成」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議が提出され、所定の賛成者がありましたので成立しました。

○議長（森野 隆君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後3時28分

○議長（森野 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（森野 隆君） 議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案の発議者に説明を求めます。12番、竹中秀夫君。

〔12番 竹中秀夫君登壇〕

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。

議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議を説明いたします。お手元に配付の資料を御覧ください。

令和6年9月10日、愛荘町議会議長、森野隆様。

発議者、愛荘町議会議員、竹中、澤田議員、高橋議員、外川議員、中川議員、久保

田議員。

議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に対する修正動議。

地方自治法第115条の3及び愛荘町議会会議規則第17条の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

まずもって、令和6年4月16日の降ひょうによる町内の広い範囲にわたって、建物や車両をはじめ農作物など被害がありました。私自身も現場を確認し、いろんな方からお話も伺いました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、この度の提案理由といたしましては、本補正予算案は農業団体等が望んでおられるものでないこと、また農業以外に被害を受けられた方に対しては何の措置もなく公平性に欠けるものであると言わざるを得ないとの思いから、本補正予算案の修正を行うべきと判断をしたものです。

今回の被害に対し、農業分野においては、町長に対して農業関連団体から降ひょう被害に関する要望書が提出されており、また一部議員の連名による降ひょう被害に係る見舞金支給の要請書が提出されていることも承知いたしております。これらの要請を受けたことに端を発し、町では農業者が加入する収入保険に関わる保険料について補助をする補正予算案を計上されております。その内容は、加入保険料の一部を助成するもので、一経営体当たり10万円を限度として合計300万円の予算であります。この制度により収入保険に加入された場合、来年の農業収入についての保険となるもので、今回の降ひょう被害に対する補填にならないものです。また、そもそも今回の降ひょう被害は農業者だけでなく、そのほかの事業をされておられる方や一般の住民の方など広く被害を被っておられますが、この補正予算案には農業者以外への措置は含まれておりません。このことから、第6款農業水産業費1項農業費3目の農業振興費の農業経営安定対策補助金の300万円を削除することを提案するものです。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）に対する修正案。

議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の一部を次のように修正するものです。

第1条中、2億2,658万6,000円を2億2,358万6,000円に改め、116億741万6,000円を116億441万6,000円に改める。

第1表 歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

初めに歳入ですが、18款繰入金、2項基金繰入金を300万円減額するものです。これにより、歳入合計を116億441万6,000円とするものです。

次に歳出ですが、6款農林水産業費1項農業費を300万円減額するものです。これにより、歳出合計を116億441万6,000円とするものです。

2ページから3ページを御覧ください。歳入歳出予算補正事項別明細書になっておりますので、3ページで説明をいたします。歳入ですが、歳出予算の減額に伴う財源の減額です。財政調整基金繰入金300万円を減額するものです。歳出ですが、農業経営安定対策補助金300万円を減額するものです。

以上、説明とさせていただきます。皆さん方の御理解のほどよろしく願いをいたします。終わります。

○議長（森野 隆君） これより修正案の質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。発議者に問います。全協等でも質疑はしまして、その中が、私自身は、この今、修正をかけられた部分、要するに300万に対して理解することへの齟齬が生まれているのかなという感じを受けています。この300万を計上していることが一部の農業経営者を、農業者を支援するような捉え方の発言といたしますか、そういう提案理由の中に盛り込まれていると思うんです。というのは、ひょうを限定してしゃべりますと、ひょうは被害が自動車であったり建物であったり建物付属物であったり、そういう被害と農業作物等が同列視されている。しかし、基本は今のところ保険で全てが適用をしていくと。当然、保険を入っていないと受けられないと、その被害補償は。まず、そこはしっかりと押さえておくべきだろうと思うんです。今、町が示したこの補正予算案の中に含まれる300万は、その農業作物における被害によって収入が減った場合、いろんなハードルがあるらしいですが、被害を被ってその収入を補填するという規定に該当した場合においてその収入保険が適用されるというものであって、提案の説明の質疑に対する答弁でも、その収入保険を促進するための予算であるということがされているので乖離をしているのではないだろうか、と理解に。その点で発言者に、その乖離をしているのではないかと、というところでの答弁を求めておきたいと思います。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。今ほど辰己議員より、発議者の私に対

して質問等々がございました。決して私は、農業だけを捉えているものではなし、決してこの300万に対しての乖離とか、そのような考えも毛頭ございません。被害を遭われた方に非常に幅広い御理解を頂きたいために、私はこの修正の動議をさせていただいたわけでありますので、そこらのところを十分な角度から見ていただき、また聞いたものに判断をしていただきまして、私は公平な立場といたしまして御理解を頂きたいなど、このように思っております。

以上であります。

○議長（森野 隆君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。これは、町長の姿勢がはっきりとしてある提案だと私は、原案はね、思ってるんです。確かに以前、米に対する補償のときに質問で、その答弁において、それぞれがそうしたことにおいて保険で頑張ってもらおうというふうな制度があるというような答弁がたしかされたと思う。要するに、簡単に言えば農業者の自己責任でやってほしいということなんです。ある意味、今回の原案提案の300万も、自分が補償してほしいければ自分でその収入保険を掛金を掛けてよねということを求めているにすぎないので、公平とかじゃなくて、そうした被害者が公平に対応しようとするならば、それを我々議会からこういう制度を広くそういうような補償をしてよというのを求めるべきであって、この300万は決してそれではないんだということ、原案に対する提案は。あくまでも、その自己責任を、自分で自己防衛をしてもらうための保険を掛けてよねと、それを促進させる予算であるので、私は1つの手だてとしてはいいんじゃないかなと思ってるんです。だから、公平というのなら、違ったこちらから、議会からそういう救済策の提案をなされたらどうかなというふうに私は思うんですけど、発議者はどのように思われますか。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。辰己議員の申されるには、公平性にも理解をしながら、決して農業者が被害を被る等々についても保険等々を掛けておるといふことも、私も理解はしながらでも、それは個々の思い思いでありますので、私は全体を見渡した中の修正の動議をかけたということであります。

以上です。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はありませんか。

5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 1つ発議者にお伺いしておきたいと思います。今回のひょう被害にあっては、町長に対して、あるいは議会議長に対して、JA東びわこ、農業委員会、農政連盟、そして農遊倶楽部から何とかの支援をお願いしたいという要請、要望が出されているのは御承知だと思います。その中で、先ほど発議者の提案説明の中で、農業者団体については収入保険への支援は望んでいないというようなくだりがございました。私はこのひょう被害を受けられた、そして要望を出されたこの4団体の皆さんが、本当に収入保険への町の支援は望んでおられないのかなと、それではないだろうというふうに思いますが、どのような形でこの収入保険への支援を望んでいないというくだりになったのか、説明になったのかお聞きしておきます。

○議長（森野 隆君） 12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 同じ議員に対しての答弁を行いたいと思います。先ほど私は、いろんな分野から農業関連団体とかいろんなことを聞かれましたが、もちろん団体以外にもいろんな私なりの意見、また被害を受けられたその中でも団体の方もおりますし、被害を受けられた、これは農業の関係は分かるとしながらでも、ほかの分野にも補償等々も設けられるのが当たり前じゃないかなと、このような理解をさせていただいたわけであります。

以上です。

○議長（森野 隆君） 5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 私はひょう被害があって、町長や議会議長に、さきに言いましたJA東びわこ農業委員会、農政連盟愛知支部ですか、そして農遊倶楽部から何とかの支援の要望が出されている。その団体の皆さん、私の取り方としては、やっぱりこの大きな農業の団体、町内に関係する団体の皆さんが何かいかにもその収入保険に対して支援は望んでいないというような提案に聞こえたんです。ですから、そこまで言って、この4団体の人については大丈夫なのかなと、収入保険は助成をしてほしいと思っておられないのかなというふうに思いましたので確認をさせていただきました。

○議長（森野 隆君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の順序は、まず原案賛成者、次に原案反対者及び修正案反対者、次に原案賛成者、次に修正案賛成者で進めます。

まず1番目、原案賛成者の発言を許します。

6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 6番、村田 定です。

議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）、2億2,658万6,000円の原案に賛成をします。

議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産費、商工費、土木費、教育費、広い分野で必要不可欠なものです。特に、健康づくり施設として、住民ニーズを把握し進めていかなければならないけんこうプールの補正予算5,000万は、貴重な財源を費用対効果をしっかりと出してやるという未来につながるものだと私は思っております。また、庁舎のリニューアル工事、また障害者自立支援、子供支援等々、使用目的が的確と判断し、私は賛成いたします。議員各位におかれましても、どうかこの賛成いただきますようお願いを申し上げ、私の原案賛成討論とします。

○議長（森野 隆君） 次に、原案反対者及び修正案反対者の発言を許します。

5番、村西作雄君。

○5番（村西作雄君） 議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）の修正動議に対する反対討論を行います。5番、村西作雄君です。

ただいま発議者から、一般会計補正予算（第4号）に対し、農林水産業費、農業振興費の農業経営安定対策補助金300万円を削除する修正動議が出されましたが、私はそれに反対する立場で討論を行います。

もとより、この補助金は本町の農業経営の基幹を担っている集落営農組織や認定農業者の大多数が加入する収入保険に対し、その加入保険料の一部を助成し安定した農業経営に資するため補正されたもので、昨年度、一昨年度と2か年にわたり各300万円が予算化され収入保険加入者に助成されていたものが、2年間で一定の成果が図れたものとして予算化が打ち切られた経緯があります。

私は、去る6月定例会で、4月の降ひょう被害により麦などが壊滅し収穫皆無になった麦栽培者には、水田活用直接支払い交付金の戦略作物助成として、交付金頼みの数量割交付金数万円がゼロとなり、何とか町で収穫皆無者に支援できないかと訴えました。また、6月17日には議員有志で、麦栽培が壊滅状態になった圃場75ヘクタールとビニールハウスに対し、10アール当たり及びハウス1棟に対し各5,000円の見舞金支給の要望を町長にしたところではあります。

収入保険は、米、大豆、麦など、年間の販売収入金額や畑作物の直接支払い交付金などの合計収入が販売見込み収入金額の9割を下回った場合、その差額の9割分を補填するものであり、言わば愛荘町の農業を担っている集落営農組織や認定農業者に対するお守りのような制度です。今回、町当局は6月の私の麦収穫皆無圃場への支援要望の一般質問や見舞金要望に対し、家屋や自家用車など他の多くのひょう被害を受けている現状で農業者だけに支援できないとのスタンスで、その代わりに収入保険加入者への助成補正を提出されたものと考えます。しかし、収入保険助成はあくまで町の農業を担っている農業者に対し、安定した農業経営を営むに当たっての町の応援助成だと考えています。決してひょう被害に対するものではありません。このことはさきにも述べましたが、降ひょう被害がなかった過去2年間にわたり、町で収入保険加入者への助成を継続して行われてきたことからもお分かりだと思います。なお、一部の議員からは、農産物に対する保険はほかにもあるので、収入保険加入者のみ助成するのはおかしいとの意見もありますが、農林水産省や農業共済が今後の農産物保険として統一してこの保険を推奨しているものですので、御理解を願いたいと思います。

発議者は、今回のひょう被害は農業だけでなく多くの家屋や車などに被害が及んでおり、公平性に欠け、農業者だけへの支援は必要ないとお考えですが、収入保険はあくまで農業者のオールシーズンにわたる農産物の収入減少に対する保険であることを御理解いただき、決してひょうだけに対する助成でないことを申し添え、反対討論といたします。

議員各位には、私の意図するところをお酌み取りいただき、修正案の反対について御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） 次に、原案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、修正案賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これより、議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

まず、本案に対する竹中議員ほか5名から提案、提出された修正案について賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） ありがとうございます。起立少数です。よって、議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)に対する修正案は否決されました。次に、原案を採決します。原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森野 隆君） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第50号 令和6年度愛荘町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第8 議案第51号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） それでは、令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明のほうをさせていただきます。

議案書の25ページをお願いいたします。

議案第51号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,895万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,244万9,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

上記の議案を提出いたします。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について御説明させていただきます。

26ページをお願いいたします。

歳入の部です。10款繰入金1項他会計繰入金5万8,000円の追加。

1 1 款繰越金 1 項繰越金 4 6 万 2, 0 0 0 円の追加。

1 2 款諸収入 2 項雑入 1, 8 4 3 万 3, 0 0 0 円の追加。

歳入合計補正予算額 1, 8 9 5 万 3, 0 0 0 円、補正後予算額 1 9 億 8, 2 4 4 万 9, 0 0 0 円です。

次のページ、27 ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1 款総務費 2 項徴税費 5 万 8, 0 0 0 円の追加。

1 0 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1, 8 8 9 万 9, 0 0 0 円の追加。

歳出合計補正予算額 1, 8 9 5 万 3, 0 0 0 円、補正予算額 1 9 億 8, 2 4 4 万 9, 0 0 0 円でございます。

3 2 ページ、3 3 ページは給料費明細書となっております。

以上、御審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

1 0 番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 議案第 5 1 号 令和 6 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、賛成討論を行います。

私は、議案第 5 1 号 令和 6 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険制度は、病気やけが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保険制度で、全ての人が医療保険に加入する国民皆保険を持続するための中核としての役割を担っています。しかしながら、加入者の高齢化や医療の高度化等により運営は厳しく、国民皆保険を将来にわたって堅持し、持続可能な医療保険を構築するため、平成 3 0 年度からは県が財政運営の責任主体となっております。

今回の補正予算については、令和 5 年度の診療報酬額の確定に伴う普通交付金並びに特定健康審査等事業に伴う特別交付金の額が確定したことにより、超過している交付金を滋賀県へ返還されるものであり、第 2 号補正予算を承認し賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき、本補正予算の承認に御賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第5 1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立全員であります。よって、議案第5 1号 令和6年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5 2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第9 議案第5 2号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 議案書の3 4ページをお願いいたします。

議案第5 2号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を、次に定めるところによるものです。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2 6万6, 0 0 0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5, 2 0 9万円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

以上の議案を提出いたします。

それでは、3 5ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。6款諸収入2項償還金及び還付加算金2 6万6, 0 0 0円の追加です。補正後予算額2億5, 2 0 9万円でございます。

次のページ、3 6ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金26万6,000円の追加です。補正後予算額2億5,209万円でございます。

以上、後期高齢者医療事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 全員起立であります。よって、議案第52号 令和6年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、本日の会議は議事の都合によりあらかじめ延長を行います。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第10 議案第53号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉政策監。

○福祉政策監兼健康推進課長事務取扱兼子育て世帯包括支援センター所長事務取扱（木村美紀君） 議案書の41ページをお開きください。

議案第53号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,036

万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,071万2,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

以上の議案を提出いたします。

42ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。3款国庫支出金2項国庫補助金179万7,000円の追加。

5款県支出金2項県補助金84万9,000円の追加。

8款繰入金1項一般会計繰入金179万4,000円の追加。2項基金繰入金8万4,000円の追加。

9款繰越金1項繰越金6,584万3,000円の追加。

歳入合計、補正予算額7,036万7,000円、補正後予算額16億6,071万2,000円でございます。

次に、43ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款総務費2項認定審査会費22万1,000円の追加。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業任意事業36万2,000円の追加。

6款諸支出金1項償還金及び還付加算金4,905万8,000円の追加。2項基金積立金2,072万6,000円の追加。

歳出合計、補正予算額7,036万7,000円、補正後予算額16億6,071万2,000円でございます。

50ページ、51ページは給料明細書となっております。

以上、介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森野 隆君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） この令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のほうでは、繰越金などが上がっておりまして、その繰越金は返還金と基金積立に充てられております。お聞きしたいのは、この予算に上がっている基金積立が終わったとして、されたとして、基金残高が幾らになるのかということについて答弁をお願いします。

○議長（森野 隆君） 福祉課長。

○福祉課長（小林充周君） ありがとうございます。現時点では、令和5年度末現在の基金残高が約8,200万、そこへ2,000万円程度の今回の補正を上乗せされることとなりますので、約1億円の基金残高というふうになります。繰越金のうち余剰分を今回、積立金のほうに回すんですが、この余剰分の多くの割合を占めておりますのが介護保険料の超過収入分になります、令和5年度の。これが約1,350万円ほどございまして、これは計画値よりも給付が少なかったことを示しておりまして、高齢者の皆様の介護予防につながる健康づくりへの取組の結果の現れというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森野 隆君） ほか質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。

11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議案第53号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に反対を表明します。

令和5年度の繰越金が6,584万3,000円であり、4,875万4,000円を返還し、2,072万6,000円を基金積立されるという内容があります。令和5年度介護保険事業特別会計決算概要によると、第8期介護保険事業計画の最終年度の令和5年度標準保険給付見込額計画値に対しての決算額は96.2%であり、黒字であったことを示しています。令和5年度決算において介護給付費が計画額より減となり、介護予防給付費が計画額より増となっているが、愛荘町が力を入れている介護予防の事業が成果を出しているのではないかと行政は推測しています。介護予防の事業に力を入れるのは必要なことです。第9期介護保険事業計画において、令和5年度末の準備基金残高約8,300万円から5,600万円取り崩し、3年間の計画期間中に3,000万円残となるよう調整するとされましたが、令和5年度繰越金を用いての基金積立で令和5年度末の介護保険準備基金が実質1億円に達したことは、介護保険料の引上げを抑えられたのではないかと推察します。にもかかわらず引上げをされたことは、町民から介護保険料を徴収し過ぎることになり、負担を増大させたことを訴えまして、反対討論といたします。

○議長（森野 隆君） 次に、賛成討論はありませんか。

10番、河村善一君。

○10番（河村善一君） 私は、令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に賛成する立場から討論を行います。

高齢者が尊厳を持って自立した生活を続けられるように、介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって20年余りが経過し、着実に定着しています。また、本年度は新しく策定された第9期介護保険事業計画はスタートし、誰もが生きがいと安心して自分らしい生活ができる愛荘町ならではの地域共生社会の実現に向けて、各種の事業を展開されています。今後ますます高齢化に伴う要介護認定者が増加し、介護サービスを利用せざるを得ない高齢者が増えていく状況にあります。

今回の補正については、介護保険事業のスムーズな運営に尽力いただいている会計年度任用職員の報酬等の補正、令和5年度の事業確定による精算に伴う国などの負担金、交付金の返還金の計上、また準備基金への積立てなど、会計処理上のルールに基づいた補正予算を計上されているものです。今後も必要な介護サービスの提供体制の充実と、高齢者の介護予防や認知症予防事業をより一層推進していただくことをお願いし、補正予算を承認し賛成するものです。

議員各位におかれましても御理解いただき御賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（森野 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森野 隆君） 起立多数です。よって、議案第53号 令和6年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号～議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（森野 隆君） 日程第11 議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第16 議案第59号 令和5年度愛荘町下水道会計決算の認定を求めることについてまで一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者。

○総務政策監兼会計管理者（生駒秀嘉君） それでは、本議会に上程させていただき
ました令和5年度決算について御説明を申し上げます。お手元の議案書6ページを御
覧いただきたいと思います。議案書の6ページでございます。

議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の承認を求めることについ
ては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付して
認定を求めるものでございます。

決算の説明の前に、まず令和5年度主要施策の成果と決算の概略について御説明を
申し上げます。お手元の令和5年度決算の概要、主要施策の成果の冊子をお願いいた
します。表紙をめくっていただき、1ページを御覧いただきたいと思います。

第1節、決算主要施策の成果の1、第2次愛荘町総合計画に基づく重点施策でござ
います。令和5年度は第2次愛荘町総合計画に基づき、限られた経営資源の有効活用
と成果の向上を重視した事業に取り組むため、総合計画における重点戦略プロジェク
トの3つの柱、「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」を軸に、コロナ禍等を
契機とした社会の転換期において本町が注力すべきテーマを導き、重点的に施策を推
進をいたしました。

次に、中段の2の決算の概要でございます。段落2つ目からでございますけれども、
一般会計の歳出は、前年度比3億5,482万7,000円の減の106億8,624万
4,000円となりました。その主たる原因は、愛知中学校等大規模増改築事業の完了
による投資的経費の減によるものでございます。また、歳入は、前年度比7億4,65
2万7,000円の減の108億9,467万円でございます。中でも自主財源の基
本となる町税につきましては前年度比4,637万6,000円の増の31億6,35
9万4,000円となっております。

その主たる原因といたしまして、個人所得の増加により、個人住民税が前年度比4,
423万7,000円の増の10億8,011万5,000円となっております。また、
宅地開発等により、固定資産税は前年度比1,895万1,000円増の16億4,06
7万4,000円、法人町民税は前年度比1,996万4,000円減の1億9,778
万1,000円となっております。さらに軽自動車税は、登録台数の増によりまして
前年度比327万8,000円増の9,158万8,000円でございます。

それでは、一般会計につきまして、今度は決算書に沿って説明をさせていただきます。決算書のほうをお願いいたします。

まず歳入につきましては、お手元の決算書2ページから5ページにかけて記載をしておりますけれども、まず4ページ、5ページをお願いいたします。決算書の4ページ5ページでございます。中央右側の収入済額の列の最下段を御覧いただきたいと思っております。収入済額の合計は108億9,466万9,687円でございます、前年度対比7億4,652万7,750円の減となっております。次にその右ですが、不納欠損額でございます。一般会計で処分をした不納欠損額の合計は、町税分の523万4,947円でございます。

続きまして、歳出でございます。歳出は6ページから9ページにかけて記載しておりますけれども、御覧いただく箇所につきましては8ページ、9ページをお願いいたします。中央右側の支出済額の列の最下段を御覧いただきたいと思っております。歳出済額の合計は106億8,624万3,860円でございます、前年度比較3億5,482万7,078円の減となっております。したがって、歳入歳出差引残額は2億842万5,827円となっております。

少し飛びますけれども、162ページを御覧いただきたいと思っております。実質収支に関する調書でございます。162ページでございます。3番の歳入歳出差引額2億842万5,827円のうち、4番の翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額は7,024万7,000円で、5番の実質収支額は1億3,817万8,827円でございます。

次、隣のページの163ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。まず1番、公有財産(1)土地及び建物の表でございます。この表は左側が土地、右側が建物に分かれておりまして、最下段の合計額で御説明をさせていただきます。土地の決算年度末の地積、左から3列目の数字でございますけれども、56万6,803.92平方メートルで、前年度末から5,973.66平方メートルの増でございました。この土地の面積の増は、主な要因といたしまして、旧の愛知川警部交番及び警察官舎の跡地を土地開発基金から買い戻したことによるものでございます。また、建物の決算年度末の延べ面積でございますけれども、合計欄の一番右端の数字でございます。10万6,843.01平方メートルで202.12平方メートルの減となっております。これは建物の面積が減となった要因、秦荘庁舎のリニューアル工事に伴いま

して、愛知川庁舎の車庫棟の一部186.12平方メートルを解体したことによるものでございます。

続きまして、次ページ164ページをお願いいたします。(2)の物品でございます。消防車及び自動車の行でございます。決算年度末における消防車の台数は6台で増減はございません。自動車は36台で、前年度末から1台の減でございます。そのほかにリース車両が25台ございます。次、下の段の(債権)でございます。それぞれの決算年度末現在高につきましては、愛荘町元気なまちづくり支援資金貸付が439万5,410円、次の住宅新築資金等貸付が1,594万8,155円で、合計といたしまして2,034万3,565円となっております。

次の165ページは、(4)出資による権利でございます。合計で10件で、3,814万6,000円で増減はございません。

次、最終でございますけれども、166ページでございます。(5)の基金でございます。まず合計欄の右端、決算年度末現在高につきましては43億8,796万7,000円となっております。その下の土地開発基金につきましては、現金が1億2,498万8,213円の増となっております。決算年度末現在高については3億9,090万3,298円。それと、土地の面積につきましては6,031.96平方メートル減少しております。決算年度末現在高は3万1,870.38平方メートル、建物の面積については2,176.22平方メートル減少しております。決算年度末現在高はゼロとなっております。これらにつきましては、土地開発基金を使って平成27年度中に滋賀県から借り入れた旧愛知川警部交番の土地と建物部分、同じく令和4年度中に滋賀県から買入れた旧警察官舎の土地と建物の部分を、令和5年度中に土地開発基金で買い戻したことによるものでございます。

次に、(6)有価証券では、西村教育基金の決算年度末現在高については24万7,028円となっております。

以上、令和5年度愛荘町一般会計の決算についての説明とさせていただきます。

引き続きまして、令和5年度の各特別会計の決算について御説明をさせていただきます。お手元の議案書のほうをお願いいたします。議案書でございます。

7ページの議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の承認を求めることについてから10ページの議案第58号 令和5年度愛荘町介

護保険事業特別会計歳入歳出決算の承認を求めることまでについては、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、愛荘町の監査委員の意見を付して認定を求めるもので、以上の議案を一括で御説明をさせていただきます。

それでは、令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計の決算から御説明を申し上げます。決算書のほうを御覧いただきたいと思います。決算書の168ページ、169ページをお願いいたします。

中央右側の収入済額の列の最下段を御覧いただきたいと思います。収入済額の合計は215万7,004円でございます。前年度対比で1,328万502円の減となっております。

続きまして、歳出でございます。次の170ページ、171ページを御覧いただきたいと思います。同じく中央右側、歳出済額の列の最下段を御覧いただきたいと思います。歳出済額の合計は215万7,004円でございます。前年度対比1,328万502円の減となっております。

次は176ページをお願いいたします。176ページでございます。実質収支に関する調書でございます。1番の収入総額、2番の歳出総額ともに215万7,004円でございます。3番の差引額と5番の実質収支額はゼロ円となっております。

次の177ページにつきましては財産に関する調書となっております。⑴土地において、小集落地区改良事業用地の決算年度末現在高が1万1,620.91平方メートルとなっております。これは、当該事業用地の売払いによりまして、306.41平方メートルの減となったためでございます。

続きまして、令和5年度愛荘町国民健康保険特別会計決算について御説明をさせていただきます。

決算書の180ページ、181ページをお願いいたします。中央右側の収入済額の列の最下段を御覧いただきたいと思います。収入済額の合計は18億2,846万2,377円でございます。前年度対比4,869万3,124円の増となっております。次にその右でございますが、不納欠損額でございます。国民健康保険事業特別会計で処分をした不納欠損額の合計につきましては、544万151円となっております。

続きまして、歳出でございます。182ページ、183ページをお願いいたします。中央右側の歳出済額が一番下の欄でございます。歳出済額の合計は18億659万8,580円でございます。前年度対比4,371万1,940円の増となっております。

す。歳入歳出差引残額は2,186万3,797円となっております。

次に、198ページを御覧いただきたいと思います。198ページでございます。実質収支に関する調書でございます。1番の歳入総額から2番の歳出総額を差し引いた3番の歳入歳出差引額並びに5番の実質収支額は、2,186万3,797円でございます。

次の199ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。(1)基金でございます。国民健康保険財政調整基金の決算年度末残高は1億3,621万3,434円で、前年度から6,357万9,980円の減となっております。

続きまして、令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計の決算について御説明をさせていただきます。決算書の202ページ、203ページをお願いいたします。200、203でございます。中央右側の収入済額の列の最下段を御覧いただきたいと思います。歳入済額の合計は2億2,709万9,799円でございます。前年度比較といたしまして、1,069万5,457円の増となっております。次にその右でございますが、不納欠損額といたしまして、後期高齢者医療事業特別会計で処分をした不納欠損額の合計は14万7,746円でございます。

続きまして、歳出でございます。204ページ、205ページをお願いいたします。中央右側の歳出済額の列、最下段を御覧いただきたいと思います。歳出済額の合計は2億2,223万1,857円でございます。前年度比較といたしまして668万6,711円の増となっております。したがって、歳入歳出差引残額は486万7,942円でございます。

次に、212ページをお願いいたします。212ページでございます。実質収支に関する調書でございます。1番の歳入総額から2番の歳出総額を差し引いた3番の歳入歳出差引額並びに5番の実質収支額は、486万7,942円となっております。

次に、令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書は214ページ、215ページでございます。中央右側の収入済額の列の一番下でございます。合計16億1,672万1,422円でございます。前年度比較といたしまして、2,579万2,353円の増となっております。その右でございますが、不納欠損額でございます。合計額が75万6,050円となっております。

続きまして、歳出でございます。次ページの216、217ページをお願いいたします。中央右側の支出済額の一番下でございます。支出済額の合計は15億5,087

万7,158円でございます。前年度比較2,365万944円の増となっております。したがって、歳入歳出差引残額は6,584万4,264円となっております。

次に、238ページをお願いいたします。238ページでございます。実質収支に関する調書でございます。1番の歳入総額から2番の歳出総額を差し引いた3番の歳入歳出差引額並びに5番の実質収支額は、6,584万4,264円でございます。

次の239ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます(1)基金の介護保険給付準備基金の決算年度末残額現在高につきましては8,231万8,113円で、前年度より1,313万653円の増となっております。

以上、一般会計から介護保険特別会計の令和5年度の決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長(森野 隆君) 産業政策監。

○産業政策監兼商工観光課長事務取扱(北川三津夫君) それでは、議案書と下水道事業会計別冊の2冊御準備いただきたいと思います。議案書と青色の別冊で御説明をさせていただきます。議案書11ページでございます。

議案第59号 令和5年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて。上記の議案を提出するものでございます。

令和5年度愛荘町下水道事業会計決算は、別冊決算書のとおりであるので、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、愛荘町監査委員の意見を付けて認定を求めらるものでございます。

青色別冊、主要施策の成果のほうを御覧いただきたいと思います。主要施策の成果のほうをお願いいたします。1ページ、総括でございます。文章中ほど、また書き以降でございますが、下水道事業における経理内容の明確化と透明性の向上を図るため、平成27年度に公営企業会計移行に向けた基本計画を策定し、平成28年度から平成30年度の3年間で移行支援業務を実施しております。平成31年4月1日からは、官庁会計方式から公営企業会計方式に変更し予算を執行しております。

なお、令和5年度末現在、公共下水道は事業認可区域1,073ヘクタールのうち938.9ヘクタールの区域で公共下水道の供用が開始されており、人口普及率は99.2%、接続率は92.4%となっております。

続きまして、決算書のほうを御覧いただきたいと思います。決算書の2ページでご

ございます。決算書2ページ、令和5年度愛荘町下水道事業会計決算報告書でございますが、こちらのほうについては消費税込みの額となっております。1、収益的収入及び支出。収入の第1款下水道事業収益、決算額、右から3列目でございますが、決算額12億9,682万5,161円。支出、第1款下水道事業費用、決算額、右から4列目上段でございますが、9億7,397万6,029円。

3ページでございます。2、資本的収入及び支出。第1款下水道事業資本的収入、決算額、右から3列目、4億9,001万7,400円。支出、第1款下水道事業資本的支出、決算額、右から6列目、8億1,072万5,484円でございます。

4ページ、損益計算書でございます。こちらは消費税抜きの金額で表示しております。1の営業収益3億7,884万7,296円と3の営業外収益8億8,525万6,526円を合計し、収益総額は12億6,370万3,821円となりました。一方、支出につきましては、2の営業費用8億4,606万9,530円と4の営業外費用の9,652万8,890円を合計し、費用総額は9億4,259万8,420円となり、差引き3億2,110万5,401円の当年度純利益となりました。

以上で令和5年度愛荘町下水道事業会計決算について説明を終わらせていただきます。

○議長（森野 隆君）　　ここでお知らせします。ただいま村西議員が退席されましたので、お知らせします。

それでは、監査委員の報告を求めます。

6番、村田 定君。

○監査委員（村田 定君）　　監査委員の村田 定です。

お手元に配付されている令和5年度愛荘町一般会計各特別会計決算審査意見書を御覧ください。令和5年度一般会計各特別会計決算審査の結果を報告させていただきます。1ページを御覧ください。

審査の概要。審査の対象。令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算、令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。

審査の期日。令和6年8月5日、8月6日、8月7日で実施をいたしました。

審査の方法。町長より審査に付された令和5年度一般会計各特別会計の歳入歳出決

算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書、付属書類について、関係職員から説明聴取、計数の正確性及び事務が法令に基づいて適正に処理しているか確認、関係諸帳簿及び証拠書類と照合、また予算執行状況の適否について慎重に審査をしました。

続いて、2ページを御覧ください。ここからは割愛して報告します。

第2、審査の結果。1、決算の概要。初めに一般会計です。2ページ上段は決算規模、下段は歳入の状況です。3ページ上段は町税の状況、下段は歳出目的別の状況です。4ページ上段は歳出性質別の状況、中段は地方債の状況、下段は基金の状況です。5ページ、6ページは特別会計の状況です。

6ページ上段、後期高齢者医療事業特別会計を御覧ください。歳入歳出差引額は486万8,000円で、前年度に比べ400万9,000円、466.7%の増となりました。この原因は、出納整理期間中における会計年度区分の処理誤りによるものと確認をしました。令和5年度会計で収入した保険料の一部を支出処理のミスにより広域連合に納付できなかったことで、歳入歳出差引額が大幅に増加しました。本来であれば、収入した保険料は令和5年度会計の支出処理として広域連合に納期すべきでありました。しかし、令和6年度会計の支出処理として、納付期限内に広域連合に納付されておりました。本件に伴い、令和5年度会計の補正予算の編成が必要と思われますので、適正に対応していただくとともに、今後はこれにかかわらず、会計処理全般のチェック体制を強化し、適正に処理していただくようお願いします。

7ページは、財政指数の状況です。上段が、経常収支比率、中段が実質公債費比率、下段が将来負担比率の状況です。

最後に、8ページを御覧ください。第3、審査の意見。令和5年度一般会計各特別会計の歳入歳出決算書等を慎重に審査しました。その結果、特に指摘すべき事項は見当たりませんでした。しかしながら、後期高齢者医療事業特別会計において、出納整理期間中における会計年度区分の処理誤りが確認できました。今後は、これにかかわらず会計処理全般のチェック体制を強化し、適正に処理していただくようお願いします。

1、町政運営について。

第2次愛荘町総合計画に基づき、限られた経営資源の有効活用と成果の向上を重視した事業に取り組むため、重点戦略プロジェクトの3つの柱、「ひとづくり」、「しごと

づくり」、「まちづくり」を軸に、コロナ禍等を契機とした社会の転換期において、町が注力すべき次代を担う人づくりの促進、誰もが活躍できる仕事づくりの推進、未来を先取る魅力あるまちづくりの実現をテーマに導き、重点的に施策を推進されました。中でも庁舎等リニューアル事業を大きく進められました。また、県と沿線10市町で構成される近江鉄道線管理機構により、近江鉄道の上下分離方式への移行に尽力されました。引き続き安定した町政運営となりますようよろしくお願いいたします。

2、聖域なき行財政改革の推進と組織力の強化について。

1、令和5年度の財務処理の改善として、収入処理をシステムで全て処理できるものと判断され、紙ベースの収入金通知書を廃止し、合理的な事務処理を構築されました。また、業務見直しに係る改善策を抽出され、本格的に業務見直しに着手されました。今後も引き続き、業務の必要性や検証を含む抜本的な業務改革の実施や働き方改革のため、積極的にデジタル技術を活用し、職員でなければ行えない業務に職員が注力できる環境を整備し、一層の事業継続力の向上に努められ、1人でも多くの職員がワーク・ライフ・バランスを実現させるされることを望みます。

2、今後も引き続き公共施設の最適配置の事業のスリム化、補助金、負担金の見直し等に取り組み、生産性の高い行政サービスを提供していただくことが望まれます。また、受益者負担の原則に基づいた利用料等の見直しを検討することも望まれます。

3、悪質な滞納者への対応について。町が実施している様々な住民サービスは、住民の皆様になめていただいている貴重な町税等により運営されています。町民の皆様の公平性の確保と貴重な歳入の確保の観点から、悪質な滞納者に対しては徹底した徴収対応をお願いします。

以上が、令和5年度愛荘町一般会計各特別会計決算審査の結果報告です。

続きまして、お手元に配付されています令和5年度愛荘町下水道事業決算審査意見書の1ページを御覧ください。

審査の概要。1、審査の対象。令和5年度愛荘町下水道事業会計決算書。業務状況、証票書類、関係諸帳簿及び出納取扱金。審査の期日。令和6年6月26日。審査の内容。決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が地方公営企業法の規定により、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか、また運営面において予算に沿った執行となっているか、経済性の発揮並びに公共性の確保を目指した運営がなされてきたか等に主眼を当て審査を行いました。

このため、各計数については正確であるかを検証するとともに、関係諸帳簿及び証票書類は定められた規定により適正に処理されているか検査を行い、関係者の説明を聴取しながら実施しました。

審査の結果。1、決算諸表。審査に付された決算諸表は、下水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示されているものと認めます。関係諸帳簿との照合及び計算の確認を慎重に行いましたが、特に指摘する事項は見当たりませんでした。

2、経理の状況、3、業務については記載のとおりであり、一定割愛させていただきます。有収水量については、宅地開発や企業の設備投資による増加によることが確認できました。また、学校漏水による増加も確認できましたので、早期発見することが求められます。

審査の結果。1、持続可能な下水道事業の運営。住民の衛生的で快適な住環境の維持と琵琶湖をはじめとする水質保全の維持を目的に、健全で持続可能な下水道事業経営が必要です。そのためには、令和6年度に着手されます経営戦略の改訂に向け、一層の事業継続力の向上に努められるようお願いいたします。2、悪質な滞納者への対応。下水道事業を運営するための主要な財源は、住民の皆様に納めていただいている貴重な下水道使用料等により運営されています。住民の皆様の公平性の確保と貴重な歳入の確保の観点から、悪質な滞納者に対しては徹底した徴収対応をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（森野 隆君） これより、議案第54号から議案第59号までの質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第54号 令和5年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、予算・決算特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は予算・決算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。議案第55号 令和5年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第59号 令和5年度愛荘町下水道事業会

計歳入歳出決算の認定を求めることについてを、総務産業建設常任委員会に付託し、議案第56号 令和5年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第57号 令和5年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第58号 令和5年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第59号まで、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（森野 隆君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、9月11日から9月25日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森野 隆君） 異議なしと認めます。よって、9月11日から9月25日まで休会することに決定しました。

議会運営委員会を9月25日午前9時から開催し、全員協議会を午前10時から開催しますので、よろしく願いいたします。

再開は9月26日午前9時から本会議ですので、よろしく願いします。本日はこれで延会します。御苦労さまでした。ありがとうございました。

延会 午後5時03分